

名勝円山公園保存管理計画 (素案)

平成 27 年7月 17 日版

目 次

第 1 章	計画策定の沿革・目的	1
1	計画策定の沿革・目的	1
2	計画の対象範囲	1
3	委員会の設置・経緯	2
4	計画の実施	5
5	上位計画	6
第 2 章	名勝円山公園の概要	13
1	指定に至る経緯	13
1-1	公園開設以前	13
1-2	公園開設・拡張期	16
1-3	公園改良期	19
1-4	名勝指定以降	21
1-5	都市公園法施行以降	22
2	指定の状況	23
第 3 章	現況・課題	29
1	現況	29
1-1	位置等	29
1-2	対象地域及び周辺地域状況	30
1-3	対象地域の社会的状況	33
1-4	景観変遷	40
2	課題	44
第 4 章	保存管理	55
1	本質的価値の再検討	55
2	保存管理の方向性	57
2-1	保存管理の目標	57
2-2	保存管理の考え方	57
2-3	区域区分	58
3	保存管理方針	59
3-1	保存管理方針の考え方	59
3-2	各区域における保存管理方針	65
4	現状変更等の取扱方針及び取扱基準	81
5	周辺地域との保存管理における調整	88

第5章 再整備（修復）	91
1 再整備（修復）の方向性	91
2 再整備（修復）の考え方	92
第6章 活用	103
第7章 運営及び体制	105

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革・目的

円山公園は、明治6年（1873）の太政官布達に基づき、今から128年前の明治19年（1886）に開園し、明治22年（1889）の市制施行とともに、京都府から京都市に移管された市内で最も古い公園である。その後、明治期から大正期にかけて、京都高等工芸学校（現・京都工芸繊維大学）教授の武田五一と小川治兵衛（以下「植治」という。）による園内東部一帯の改良工事が行われ、現在の円山公園の姿ができあがった。

東は東山に続き、西は八坂神社、南に高台寺、北は知恩院等の豊かな樹々の茂る境内に隣接し、観光地の一環を成していることから、開設以降、公園拡張や改良等の変遷を経て、わが国を代表する公園として広く親しまれ、市民並びに国内外から多くの来訪を迎え入れている。

円山公園は、優れた名勝地として、昭和6年（1931）10月21日「史蹟名勝天然記念物保存法」により名勝円山公園に指定されて以降、文化財として保存されてきた。

円山公園は、平成28年（2016）に開園130周年を迎えるとともに、平成32年（2020）には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外から、より多くの観光客が訪れることが期待できる。その一方で、名勝指定以降、公園の保存管理においては文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、施設が老朽化するとともに、「ひょうたん池の護岸のき損」、「園路の劣化」、「流れの土砂の堆積」、「桜の衰弱」、「樹木の成長による庭園修景物（景石、灯籠、橋脚等）の視認性の悪化」など、名勝地として様々な課題が生じている。

名勝円山公園保存管理計画（以下、「本計画」という。）は、名勝円山公園を文化財として保存管理し、将来に渡って、より多くの市民や観光客に親しんでいただくため、将来のあるべき姿を示すとともに、保存管理の方向性と方針、それに基づく再整備（修復）の考え方を定めることを目的とした策定するものである。

2 計画の対象範囲

本計画は、名勝指定範囲（約103,090㎡）及び都市公園区域（86,641㎡）を包括する範囲をその対象とする。円山公園の成立過程及び現況の利用動向を踏まえ、都市公園区域についても、名勝円山公園の重要な要素として捉え、必要に応じてその保存管理に向けた検討を図る。

表1 計画の対象範囲

名勝指定範囲	約103,090㎡
都市公園区域	86,641㎡ (内訳：国有地62,164㎡、市有地24,477㎡)
計画の対象範囲	名勝指定範囲と都市公園区域を包括する範囲

出典：京都市資料

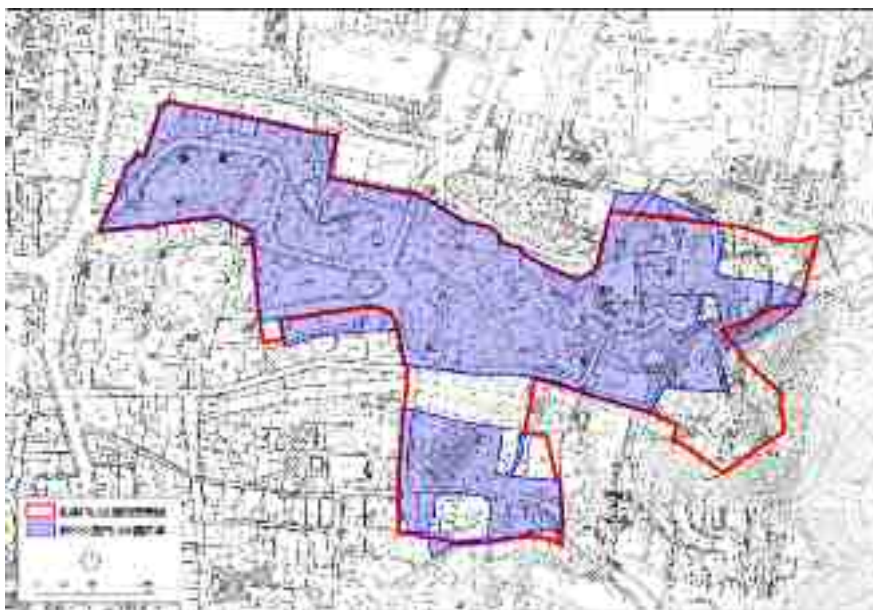


図 1 計画策定の範囲

出典：京都市資料を基に作図

3 委員会の設置・経緯

本計画策定にあたっては、平成 26 年（2014）6 月 11 日に「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を公布施行し、「名勝円山公園保存管理計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置した。

平成 26 年度（2014）は、主に計画策定のための現地調査を行うとともに、円山公園の成り立ち、現況と課題を整理し、策定委員会を 2 回開催し、保存管理の方向性と方針（案）を検討した。

平成 27 年度（2015）は、過年度成果を踏まえ、策定委員会を 3 回開催し、現状変更等の取扱方針及び取扱基準や運営及び体制について検討するとともに、再整備（修復）に係る基本計画を検討し、所定の手続きを経て本計画案を作成した。

なお、策定委員会の委員等は、次のとおりである。

表 2 名勝円山公園保存管理計画策定委員会名簿

氏 名	役 職 等	備考
尼崎 博正	京都造形芸術大学 教授 日本庭園・歴史遺産研究センター 所長	委員長
丸山 宏	名城大学農学部 教授	副委員長
井上 剛宏	東京農業大学 客員教授	
小川 治兵衛	造園植治 11 代目当主	
中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授	
オブザーバー	文化庁文化財部記念物課 京都府教育庁指導部文化財保護課	
事務局	京都市（建設局みどり政策推進室，文化市民局文化財保護課）	

策定委員会の開催状況は、以下のとおりである。なお、策定委員会は計5回開催し、平成26年度（2014）は2回、平成27年度（2015）は3回開催した。

表3 名勝円山公園保存管理計画策定委員会の開催状況

策定委員会	日時・場所	議事
第1回	平成26年（2014） 11月21日（金） 職員会館かもがわ中会議室	・計画策定の背景と目的について ・名勝円山公園の成り立ちと現況について ・名勝円山公園の課題について ・名勝円山公園の保存管理の方向性について
第2回	平成27年（2015） 2月7日（土） 東山区総合庁舎（北館） 会議室	・現地視察 ・名勝円山公園の保存管理の方向性について ・名勝円山公園の保存管理方針について
第3回	平成27年（2015） 5月7日（木） 職員会館かもがわ中会議室	・平成27年度の取組について ・名勝円山公園保存管理計画（素々案）について
現地視察	平成27年（2015） 6月12日（金） 現地	・再整備（修復）について
第4回	平成27年（2015） 7月17日（金）	・名勝円山公園保存管理計画（素案）について
第5回	平成27年（2015） 10月開催予定	・名勝円山公園保存管理計画（案）について

策定委員会の組織に関する細目を定めた市規則は以下のとおりである。

表 4 策定委員会の組織に関する細目を定めた市規則

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会規則を公布する。

平成 26 年 6 月 11 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 11 号

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会委員（第 4 条第 1 項の規定により部会の構成員として市長が指名する委員以外の委員をいう。以下同じ。）の互選により定め、副委員長は委員会委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員会委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第 3 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 部会は、委員長が指名する委員会委員及び部会の構成員として市長が指名する委員をもって組織する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)

4 計画の実施

本計画の実施・発行の日付は、平成28年(2016) 月 日である。

5 上位計画

(1) 京都府

1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）（平成 19 年（2007）11 月）

同計画は、都市計画法に基づき、都市計画区域を対象として府知事が定めるものであり、平成 19 年（2007）11 月に京都府知事決定されており、目標年次は平成 27 年（2015）となっている。この計画では、都市計画区域の目標のほか、区域区分、土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然環境の整備又は保全に関する方針を示している。

2) 京都府環境基本計画（平成 10 年（1998）9 月）

京都府環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、「京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年（1995）12 月制定、平成 8 年（1996）4 月施行）」に基づいて策定されており、自然環境、歴史的・文化的環境、快適環境、生活環境、地球環境の 5 つの「環境」を対象としている。

同計画では「歴史的・文化的環境の保全」の項に「公有化や新たな文化財の指定・登録などの適切な保存対策を講じるなど、歴史的、文化的風土の保全を図る」と記述されている。

第3 環境の保全及び創造に関する施策の方向

4 歴史的・文化的環境の保全

(1) 歴史的・文化的環境の保全

ア 歴史的風土の保全

優れた歴史的遺産と貴重な自然環境が一体となり、文化的にも学術的にも高い価値を持つ歴史的風土・建造物群や街並みを、各種の保全制度を活用して保存するとともに、豊かな歴史と自然とのふれあいの場として整備します。

また、京都の歴史は、その四季折々の自然や美しい景観などを背景として生み出されてきたものであり、これらの文化的環境をより豊かなものとして将来に伝えます。さらに、史跡・名勝・天然記念物等の文化財については、公有化や新たな文化財の指定・登録などの適切な保存対策を講じるなど、歴史的、文化的風土の保全を図ります。

◇施策体系

歴史的風土の保全	(1) 自然と調和した建造物群や街並みの保存 (2) 豊かな歴史と自然とのふれあいの場の創出 (3) 歴史と一体となった自然環境の保全と管理 (4) 史跡・名勝・天然記念物の適切な保存
----------	---

出典：京都府環境基本計画（平成 10 年（1998）9 月）より抜粋，関連箇所を下線

(2) 京都市

1) 京都市基本構想（平成 13 年（2001）～平成 37 年（2025））

京都市は、昭和 53 年（1978）に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。この理想を実現するために、21 世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成 11 年（1999）に策定し、市政の基本方針を示している。

同構想の基調テーマは「くらしに安らぎ まちに華やぎ 信頼で築く 21 世紀の京都」となっており、主語は「わたしたち京都市民」となっている点が特徴である。



図 2 京都市基本構想及び基本計画の位置づけ

出典：東山区基本計画第 2 期

第 2 章 市民のくらしとまちづくり

第 3 節 まちの基盤づくり

これらの市民のくらしや、京都においてなされる、あるいは京都を発信地としてなされる諸活動を円滑に行えるようにするには、生活の利便性・快適性に優れ、生活に潤いのある住み心地のよいまち、多様な経済・文化活動を支える基盤のしっかりしたまちをつくっていかねばならない。そのために、環境への負担軽減に十分配慮しつつ、都市の骨格となる交通軸など、ひとやものの円滑な流れを支える安全・快適な交通体系をはじめ、公園・緑地、教育・文化・スポーツ施設、住宅・住環境、河川、上下水道などの基盤を整備するとともに、歴史的風土や自然環境と調和した町並みの美しさを守り、山林や農地の保全を図る。同時に、多様な情報資源を多くの市民が共有するとともに、世界に向けて積極的な情報発信ができるよう情報関連産業を活性化させ、流動化し進化し続ける通信や放送分野のデジタル化の動きにも十分に対応できるまちをつくる。

また、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮して、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを進める。永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓ろく部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一帯は、自然と歴史的な景観の保全に努める。伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基調とする都心の再生に努める。そして南部は、高度集積地区を中心に、21 世紀の京都の新たな活力を担う創造のまちづくりに努める。このような大きな枠組みのなかで、それぞれの地域において市民が日常生活機能を身近に享受でき、かつ、多彩で個性的な機能をもつようなまちづくりを進めることにより、京都全体としてまとまりのある良好な都市環境を形成していく。

言うまでもなく、こうしたまちづくりは、市域を越え、周囲の隣接社会とよく協力してこそ実行できる。関西のなかの京都、日本のなかの京都、そして世界のなかの京都を強く意識しながら、わたしたちはこのまちづくりを進める。

出典：京都市基本構想、関連箇所に下線

上記の「京都市基本構想」を具体化するために、第2期の「京都市基本計画」として、平成23年度（2011）からの10年間を計画期間とした「はばたけ未来へ！京プラン」を策定している。ここでは、10年後の京都の未来像を示すとともに、市民の主体的な参加を得て取り組む重点戦略及び主要な政策を提示している。



京都市基本計画では、京都の未来像を実現するための方策として、未来像相互の関連性に着目しながら、単一分野だけでなく、複数の行政分野を融合し、特に優先的に取り組むべき 11 の重点戦略を設定している。

11 の重点戦略

- ・市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する「低炭素・循環型まちづくり戦略」
- ・ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」
- ・歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する「歴史・文化都市創生戦略」
- ・魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす「個性と活力あふれるまちづくり戦略」
- ・世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」
- ・京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」
- ・夢と希望がもてる「未来の担い手育成戦略」
- ・子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」
- ・仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス戦略」
- ・だれもが参加したくなる「地域コミュニティ活性化戦略」
- ・安心・安全と生きがいを実感できる「いのちとくらしを守る戦略」

出典：「京都市基本計画」（平成 23 年度（2011）～平成 32 年度（2020）），関連箇所に下線

3）東山区計画（平成 23 年（2011） 1 月）

東山区では、平成 23 年度（2011）から 10 年間のまちづくりの指針となる東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2020」を平成 23 年（2011）1 月に策定している。

まちづくりのキャッチフレーズは「山紫水明の都 結び合う心 東山の未来」としており、未来像の 1 つとして「緑と清流，風情ある町並みが，心にも環境にもやさしいまち・東山」を掲げている。

まちづくりの理念

- 高い誇りをもって、「守るべきことは頑なに保守」し、
- 鋭敏な感性で、「変えるときは大胆に変革」し、
- 培ってきた知恵で、「時勢に応じて創造」することを基本姿勢として、まちづくりを進めます。

未来像とまちづくり方針、重点プロジェクト

4 つの未来像とその実現に向けたまちづくりの方針を掲げ、特に優先的に取り組む重点プロジェクトを積極的に進めます。

未来像 1 「緑と清流，風情ある町並みが，心にも環境にもやさしいまち・東山」	◎まちづくり方針 「木と水の文化の推進」 ★重点プロジェクト 1 「自然で紡ぐ文化再生プロジェクト」
未来像 2 「ゆっくりした時間と奥深く魅力のある空間が広がり，五感が洗練されるまち・東山」	◎まちづくり方針 「クルマ依存型社会からの脱却」 ★重点プロジェクト 2 「歩いて楽しい東山プロジェクト」
未来像 3 「地場産業が元気で，人のにぎわいがあふれるまち・東山」	◎まちづくり方針 「経済活動と市民生活の調和」 ★重点プロジェクト 3 「ほんもの産業のまちプロジェクト」
未来像 4 「世代を超えて互いを認め合い，支え合うまち・東山」	◎まちづくり方針 「多世代共助社会の実現」 ★重点プロジェクト 4 「東山『育まち』プロジェクト」

出典：東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2020」より作成

4) 京都市都市計画マスタープラン（平成 24 年（2012） 2 月）

京都市では、これまでの保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ること、それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた、便利で暮らしやすく、地球環境への負荷が少ないエコ・コンパクトな都市構造を目指した新たな「京都市都市計画マスタープラン」を策定している。

同計画では「京都の魅力を高める土地利用」として「京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導する」としている。

第 4 章 全体構想 ～都市計画の方針～

第 1 節 土地利用

5 京都の魅力を高める土地利用

①国際文化観光都市としての土地利用の誘導 世界に誇る京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導します。

【具体的な方針】

ア 既存の良好な歴史・文化資源を維持します。また、京町家等の歴史的な建築物が建ち並ぶ地域においては、町並みを維持しつつ、防災性能の向上を図ります。

イ 重要な歴史・文化資源や市街地内の緑の周辺地の保全を図る仕組みづくりを検討します。

ウ 観光振興や MICE の活用による国際集客都市を目指し、宿泊機能等の立地誘導や充実を図ります。

エ 公共交通ネットワークと一体となった宿泊機能や観光サービス機能の充実を図ります。

オ 祇園界わいでは、歴史環境に配慮した京都らしい商業サービス機能の充実を図ります。

カ 八坂、清水等の社寺周辺などでは、京町家など伝統的な建築物や町並みとの調和に配慮した観光地にふさわしい観光、商業サービス機能の充実を図ります。

キ 嵐山周辺では、周囲の住環境に配慮しつつ、観光地にふさわしい観光、商業サービス機能の誘導を図ります。

ク 国立京都国際会館周辺では、周辺環境に配慮しつつ、MICE 機能・国際交流機能の充実を図ります。

ケ 岡崎地域では、優れた都市景観・環境の保全・継承に配慮しつつ、京都会館等の MICE 機能・国際交流機能の充実や、京都市動物園などのレクリエーション機能、京都市美術館などの文化機能の充実とともに、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の促進など、環境モデル都市を牽引する取組を進めます。

コ 京北地域や鞍馬、大原、花脊、久多等をはじめとする観光資源の豊富な農山村集落では、自然環境との調和に留意した観光・レクリエーションなどの交流の場としての活用等について検討します。

出典：京都市都市計画マスタープラン（平成 24 年（2012） 2 月）、関連箇所を下線

また、上記の都市計画マスタープランに基づき、12 の地区・地域（平成 25 年（2013） 7 月 4 日現在）において「地域まちづくり構想」が策定されており、円山公園周辺では「祇園四条地区」（平成 24 年（2012） 12 月 27 日）が策定され、「八坂神社門前にふさわしい美しさ、清々しさ」が感じられる市街地環境の形成を図るとしている。

まちづくりの理念・基本的な考え方

京都を代表する幹線道路沿道の中心商業・業務地区として、高質な商業・文化・観光機能の誘導を図るとともに、八坂神社門前にふさわしい美しさ、清々しさを感じられる、歩いて楽しい市街地環境の形成を図ります。

地域の目標・将来像

地域のまちづくりビジョンのテーマである「日本の美意識と出会えるまち」、「清々しき参道」の実現に向け、以下に示す 5 つのまちづくりの方針を掲げ、まちづくりに取り組みます。

○方針 1 「八坂神社の参道」に相応しい晴れがましさを感ずるまち

八坂神社の参道であり、また、祇園祭の舞台でもある当地区において、高質な商業・文化・観光機能を誘導するとともに、良質な環境と景観を有する魅力的な歩行者空間の形成を目指します。

○方針2 「ほんもの」だけが持つ心地よさが味わえるまち

○方針3 「心と心のやりとり」の場に相応しい美しさを磨き上げたまち

祇園がこれからも魅力的なまちであり続けるために、他にはない商品の提供や一級品のもてなし・サービスに取り組み、様々な方が集い、交流する場となることを目指します。

○方針4 「商道德」に裏打ちされた奥ゆかしさに溢れるまち

京都を代表する幹線道路沿道の中心商業・業務地区として、まちが賑わい、商いが繁盛するのみならず、祇園を誇れるよう徳を積むことにより、奥ゆかしさに溢れるまちを目指します。

○方針5 「祇園の老舗」が守ってきたまちの仕来り・祇園祭に一致団結するまち

これまで祇園が積み重ねてきたまちの仕来りを守り、祇園祭の舞台として、地域に深く根付いたまちを目指します。

地域のまちづくりの方針

○方針1 建築物の用途の制限による建築物の整備・誘導

建築物の用途の制限により、清々しい参道を目指す当地区にふさわしい建築物の整備・誘導を図ります。

○方針2 四条通の歩道における快適な歩行者空間の確保

四条通の歩道については、快適な歩行者空間の確保を図ります。

○方針3 四条通沿道の1階部分における店舗の立地誘導

四条通沿道の1階部分については、物品販売業や飲食業を営む店舗の立地誘導を図ります。

○方針4 八坂神社参道にふさわしい景観の形成

四条通沿道の建築物等の形態・意匠・色彩等について適切な誘導を図ることにより、八坂神社参道にふさわしい景観形成を図ります。



図4 「祇園四条地区」の範囲

出典：地域まちづくり構想，祇園四条地区

5) 京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010） 3 月）

京都市では、大切な緑を守り増やし、緑あふれるまちを実現するため、緑の総合計画である「京都市緑の基本計画（平成 11 年（1999） 2 月策定，平成 22 年（2010） 3 月改訂）」を策定し、これまでに様々な取組を進めている。同計画における緑の配置方針図では、円山公園は「拠点となる緑（既存）」として位置づけられており、まとまった面積で残されてきた緑環境として高く評価されている。

○キャッチフレーズ 「きょうからつなぐ 地球のみどり」

○目標年次 2025 年（平成 37 年）

○基本理念

- (1) 地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる。
- (2) 歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ「歴史と伝統のまち」をまもる。
- (3) 緑の優しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる。

○基本方針

- (1) 周辺の山々と山すその緑の保全，マネジメント～地球温暖化対策を推進し，京都の歴史的景観を守り，育てる～
- (2) 市街地の緑の保全，創出，活用～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～
- (3) 水と緑のネットワークづくり～生態系ネットワーク，風の道を創出する～
- (4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり～京都力を結集し，かけがえのない緑を未来へ継承する～

出典：京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010） 3 月），関連箇所を下線



図 5 緑の配置方針図

出典：京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010） 3 月）に加筆

第2章 名勝円山公園の概要

1 指定に至る経緯

1-1 公園開設以前（明治18年（1885）以前）

平安の昔、現在の円山公園がある箇所は、一面に真葛や薄茅などが生い茂っていたことから、真葛ヶ原と呼ばれていた。

東山西麓、知恩院より南に位置し、安養寺・長楽寺・双林寺に加え、真葛ヶ原から祇園社に至る一帯は、“円山”と呼ばれている。円山という地名の由来は、延暦年間（782～806）に最澄が開創し、建久年間（1190～1199）に慈鎮が中興した安養寺の山号“慈円山”である。

江戸時代になると、この安養寺境内において、東山西麓の起伏を活かし変化に富んだ林泉美の庭園と建築をもつ時宗寺院の子院、六阿弥¹が立ち並んだ。六阿弥は、それぞれに民衆へ席を貸す「貸座敷」を営み、その卓越した眺望と庭園美を背景に、詩歌連俳、歌舞遊宴の名所地として知られた。『花洛名勝図会』（元治元年（1864））では、当時の状況を、「閑寂幽静な原野であった真葛ヶ原が、洛下の騷客遊興の往返所として賑わうとともに、特に、六阿弥からの東山西麓の起伏を活かした都市部への眺望は素晴らしく、緑樹芳草四時の美色を備える遊興の場であり、実に洛陽観筵最第一の勝地であった」と伝えている。



図6 江戸時代の円山

出典：晴翁木村明啓『花洛名勝図会 東山之部一』（1864, 15頁）より作成

¹ 六阿弥とは、勝興庵正阿弥、長寿庵左阿弥、花洛庵重阿弥、多福庵也阿弥、延寿庵連阿弥、多蔵庵源阿弥

明治期に入っても、円山は、維新前と変わることなく六阿弥をはじめとする料亭、茶屋等が繁盛し、花見の時期には一段と賑わっていた。また、明治5年（1872）以降に開催された京都博覧会へ来遊した外国人も、この一帯にあった旅館に宿泊したことからも当時の賑わいが伺える。²

一方で、明治4年（1871）に太政官布告第4号をもって、全国の社寺に対して、境内を除く全ての領地と除地（免租地）の上地を命じた「上知令」によって、祇園感神院（八坂神社）の祇園宝寿院をはじめとする坊舎とともに、安養寺及び六阿弥、長楽寺、双林寺など、入り組んだ一帯の土地が官有地となり、円山の景観は大きく変わることとなった。³

明治6年（1873）に現在の円山公園を含む一帯の上地が完了して以降、官有地を管轄する京都府に対して、勝興庵正阿弥外、四庵から、旧境内の借地、払下げ等を望む活発な動きがあらわれた。これは、旅館、料亭としての六阿弥の営業継続の許可を望むものであり、明治7年（1874）の教部省の許可を受け、旧境内が払い下げられたことで、名所としての円山は存続することとなる。『改正各区色分町名京都名所巡覧記』（明治10年（1877））では、当時の状況を、「円山、下京第十五区に属す。時宗安養寺々中、左阿弥、正阿弥を一望し花雪の朝絶景他に類ひなし」と伝えている。²

また、明治6年頃（1873）に開業した吉水温泉⁴、明治12年（1879）に長崎の井上万吉によって建設された也阿弥ホテルにより、円山に新しい風景が作りだされた。⁵



図 7 明治当初の真葛ヶ原周辺

（左上：安養寺付近から祇園方面を望む，右上・下：真葛ヶ原から安養寺・長楽寺方面を望む）

出典：京都市所蔵

² 丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2，7-12頁

³ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，1-2頁

⁴ 出村嘉史『京都東山山辺における近代以降の景観変容に関する研究』平成15年（2003），160頁

⁵ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，5頁

花見の名所としても知られていた円山には、祇園の夜桜の象徴となった枝垂桜があった。この枝垂桜は、祇園宝寿院の庭にあったものだが、慶応2年（1866）に同院失火後、人目につくようになった。明治6年（1873）、この枝垂桜が、周辺の樹木とともに払い下げられ伐採されそうになっているところを、時の京都府観業課長明石博^{ひろあきら}高が、名木の伐採を惜しみ、金五円を出して買取り京都府に寄付した。このことにより、枝垂桜は枯死する昭和22年（1947）まで、現在の位置に残り、祇園の夜桜の象徴として多くの花見客に親しまれた。⁶

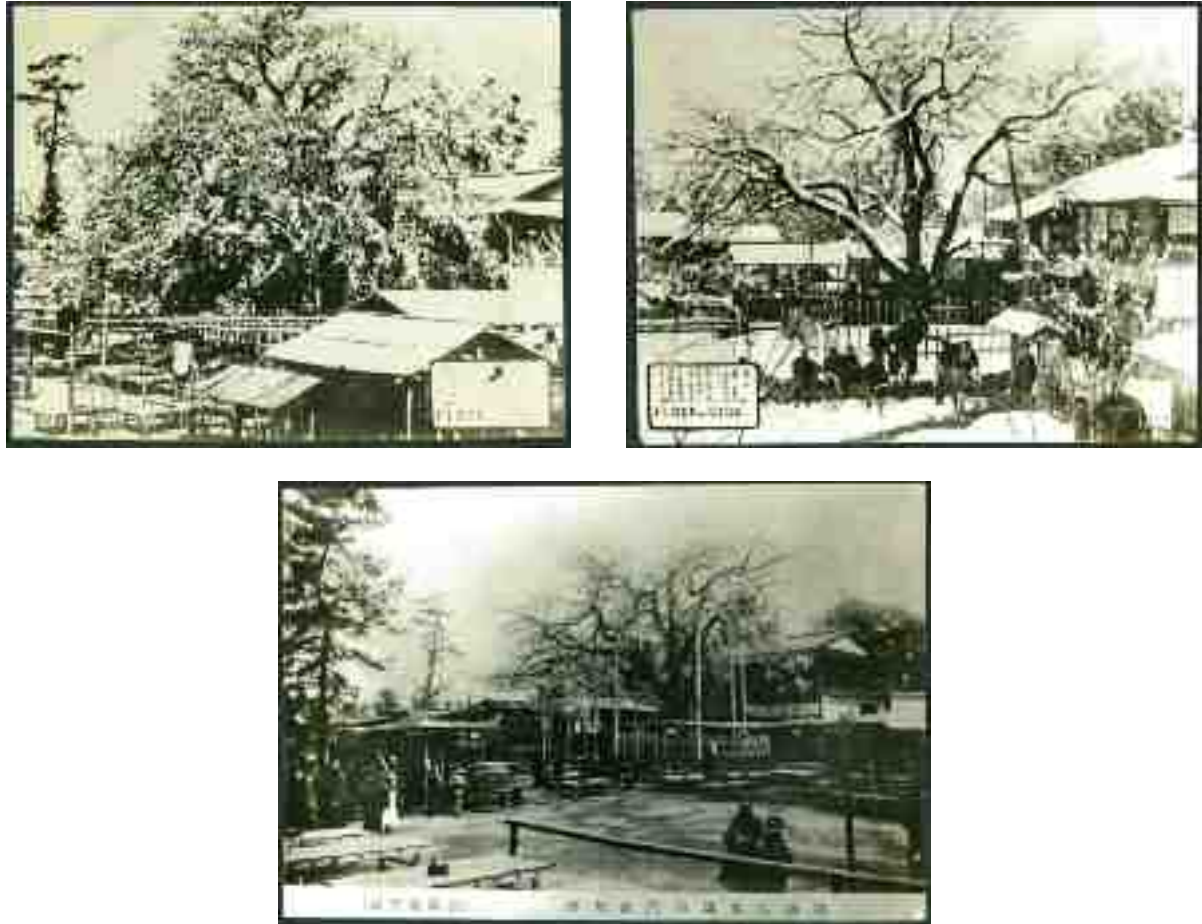


図 8 明治当初の枝垂桜
（上段：明治元年（1868）、下段：明治8年（1875））

出典：京都市所蔵

このように名所としての賑わいをみせてきた円山では、明治8年（1875）に地租改正事務局達の社寺境内外区画取調規則に基づく調査が行われ、明治17年（1884）に『下京区社寺境内取調帳』（京都府庁文書）としてとりまとめられた。この調査では、下京区の各寺社の旧境内の内訳が記載されており、八坂神社、安養寺、長楽寺、双林寺の旧境内の内訳には、「明治十二年上申分」の但し書きを付して「名所地」という項が挙げられている。この名所地が明治19年（1886）の公園開設当時の範囲に含まれているため、すでに公園開設以前から、円山公園の下地ができていたと指摘されている。⁷

⁶ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、1-2頁

⁷ 丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2、7-12頁

1-2 公園開設・拡張期（明治 19 年（1886）～明治 42 年（1909））

（1）公園開設（明治 19 年（1886））～市移管（明治 22 年（1889））

明治 6 年（1873）の太政官布告第 16 号に基づき、京都府から「公園地指定伺」を明治 19 年（1886）8 月 5 日に提出し、同年 10 月 29 日に当時の内務大臣山縣有朋から許可を受け、同年 12 月 25 日に京都円山公園が開設した。⁸

その後、明治 22 年（1889）12 月に、円山公園の所管を京都府から京都市参事会に移し、京都市円山公園が誕生した。⁸

三代目京都府知事の北垣国道が「京都ノ名勝地ハ市ノ経済ニ関スル事厯大ナリ内外人ノ此地ニ輻湊スルノ原因ハ社寺名勝地ノ存在スルニ由ル者多シ是京都固有ノ財産ナリ」と論じていたとおり、公園開設以前より、名所として賑わっていた円山に、公園を開設する目的は、名所地の保存に関連するものである。当時の新聞に「名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大関係あり」とあるように、名所地の保存を目的に円山公園を開設した経緯は、今後の京都の公園の方向性を示唆するものであると指摘されている。⁹

表 5 明治 19 年（1886）公園地指定伺

右は当府古来の名所にして、衆庶群集遊観の場所に付、公園地に指定到度候、付ては該地の内、字円山は最も著明のものに付、表記数箇の地所を併せ、京都円山公園地と唱へ、何れも官有地第 3 種に編入、公園貸渡の規則を設け之を保護し、借地料の収入金は、該地保護費に充用致し度、尤双林寺、長楽寺、安養寺、弁天堂境内は、公園地第 3 種に編入すと雖も、尚ほ境内区域は、其儘据置き、且寺堂の格により取扱等の義は、別に変更不致積又双林寺、安養寺境外民有墓地は、当分公園地外に据置の可く候、別紙絵図、規則書相添此段相伺候也

出典：京都市『名勝地円山公園の沿革』平成 8 年（1996）8 月，7 頁



図 9 公園開設時の範囲

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和 59 年度（1984）日本造園学会研究発表論文集 2，7-12 頁

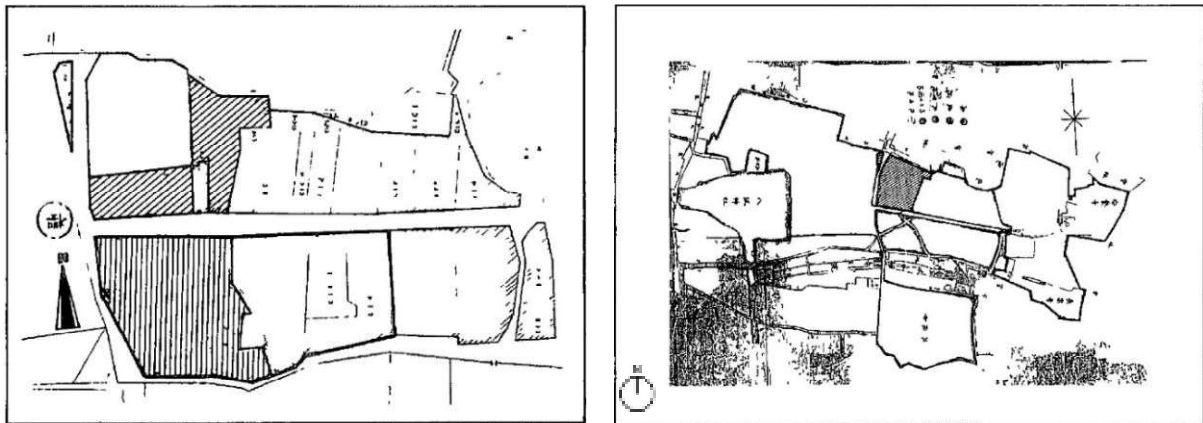
⁸ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成 8 年（1996）8 月，5-11 頁

⁹ 丸山宏『円山公園の拡張』昭和 6 年度（1985）日本造園学会研究発表論文集 3，1-6 頁

（２）第１次拡張（明治 23 年（1890）～明治 38 年（1905））

明治 23 年（1890）から市会では、円山公園の管理が現状維持にとどまるもので、その範囲も狭小である上に風致状態も公園として統制がとれていなかったため、公園拡張及び改修の議が起こり、隣接する土地を買収することとした。¹⁰

明治 25 年（1892）に市参事会が市会に提出した公園費用補助に関する理由書に、「元来絶好の地位を占有するにも拘らず、其中間に介在せる須要の部分は、全く民有地に該し現に数棟の建築物あり為めに円山をはじめ、其南並に連立せる東山一帯の眺望を妨げ及知恩院大谷の如き美観を損傷し、所謂雑風景の甚だしきものとす」とあるように、明治 25 年（1892）から明治 27 年（1894）にかけて、下図に示す範囲（縦線部分）が、土地収用をもって買収された。¹¹



※斜線部分は、第１次拡張で公園拡張が検討されたが結果的に買収されなかった。

図 10 第１次拡張の範囲

（左：明治 25 年（1892）収容範囲（斜線部），右：明治 26 年（1893）買収地（縦線部）※）

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和 59 年度（1984）日本造園学会研究発表論文集 2，7-12 頁

当時の公園のうち、八坂神社北門前、祇園町北側北林の地は、貸座敷、借馬所や遊戯場等、草が生い茂る凹凸のある荒地に等しい箇所があるほか、民有地の庭園が点々とその風致を保っていたに過ぎなかった。しかしながら、この拡張事業によって、まずは貸座敷、借馬所や遊戯場等の構築物の撤去がはじめられ、自然の丘陵を利用し溪谷をつくり、四季の花樹等を移植してその面目を一新した。¹²

さらに、林泉の美を添えるために、現在の枝垂桜の東側にある飲水鉢の箇所に噴水を計画し、蹴上疏水の引水管が公園の中心、枝垂桜付近から 83 尺余り（約 2.5km）、左阿弥より 23 尺（約 0.7km）の高度まで達しているので同所より引水した。¹²

また、也阿弥ホテルが、明治 32 年（1899）に焼失し再建された。¹³

¹⁰ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成 8 年（1996）8 月，19 頁

¹¹ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成 8 年（1996）8 月，19-37 頁

¹² 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成 8 年（1996）8 月，38 頁

¹³ 丸山宏『円山公園の拡張』昭和 6 年度（1985）日本造園学会研究発表論文集 3，1-6 頁



※本図右上に吉水温泉の三層楼が描かれている。この建物は、明治6年（1873）に建てられ、明治39年（1906）に焼失した。したがって、本図は、第1期拡張が計画された明治25年（1892）から、三層楼が焼失した明治39年（1906）までの間に描かれたものと推測される。

図 11 第1次拡張時の円山公園

出典：京都市所蔵

（3）第2次拡張（明治39年（1906）～明治42年（1909））

明治39年（1906）に也阿弥ホテルが再び火災により全焼したこと¹³，同年に平野屋が全焼し隣接する公園事務所が類焼したこと¹⁴を契機に，園内の民有地を買収整理することとして第2次拡張を実施した。なお，買収交渉の遅延等の都合により，明治41年（1908）から拡張工事に着手した。¹⁴

下図のとおり，第2次拡張の収用見込地は，第1次拡張で土地収用した残りの民有地の全部が対象となっている。第2次拡張により，公園地は土地所有権の上でようやくまとまりのある地域を獲得した。¹³

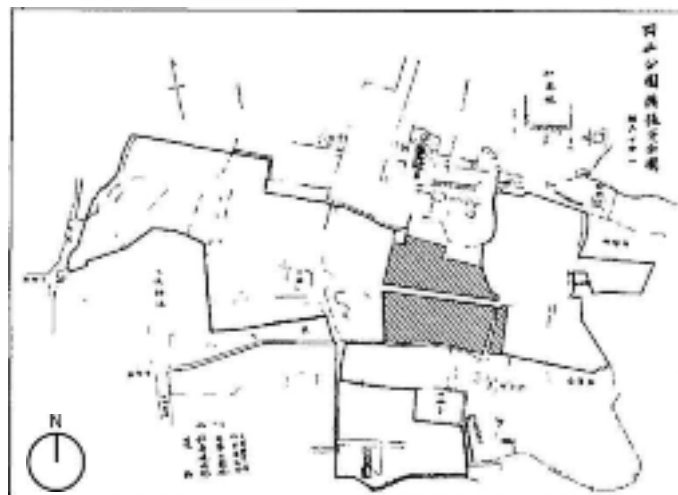


図 12 明治40年（1907） 第2次拡張の収用見込地（斜線部）

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2，7-12頁

¹⁴ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，54頁

1-3 公園改良期（明治43年（1910）～昭和5年（1930））

（1）公園改良の経緯

第2次拡張を経て、公園開設以来の懸案であった民有地改修が実現したことを受け、京都市は、明治43年（1910）、円山公園改良計画案を市嘱託であった京都高等工芸学校（現・京都工芸繊維大学）教授・武田五一に依頼し、同年夏にほぼその計画案ができあがった。明治44年（1911）の公園常設委員規定が設けられ、同年に5人の委員を選出し改良計画案の検討が始められ、明治45年（1912）に結了した。¹⁵

なお、市会議事録からみると、武田五一は公園内の道路拡張、石造の忠魂碑のデザインについて改良計画案を提案しており、いわゆる庭園部、園内東部一帯の改良工事については、施工者である小川治兵衛（以下「植治」という。）に全幅の信頼をもってまかせたのではないかと指摘されている。¹⁵

円山公園改良工事は、大正2年（1913）4月に着工し、翌3年（1914）3月に完了した。円山公園改良の中心は、枝垂桜の東部、也阿弥ホテル跡にいたる地域である。植治は水の流れを作庭の主題とし、その水源を第二疏水にもとめた。第二疏水は、明治44年（1911）に完成し、公園南側に隣接する東大谷廟まで通じていた。その送水管の取付け口付近から6インチの鉄管を取設、延長し、滝までひき、源泉としている。植治が南禅寺界隈の別荘に疏水の水をひきいれ池泉を作庭したように、円山公園でも疏水を水源とすることは植治にとって不可欠であった。大正2年（1913）、京都市は府からこの第二疏水からの給水工事許可を受け、同年から公園給水管の埋設工事をはじめた。¹⁵

植治による改良工事により、漸く全面積2,908坪に及ぶ円山公園の出現を見るに至った。¹⁶

その後、樹木の移植芝生の増殖等、益々改良を加え、昭和2年（1927）11月に円山公園音楽堂（以下「音楽堂」という。）を建設し、市民の情操教育に資し、また枝垂桜の西方にラジオ塔を設置した他、園内主要道路の舗装、休養施設の改善等も大体完備した。¹⁷

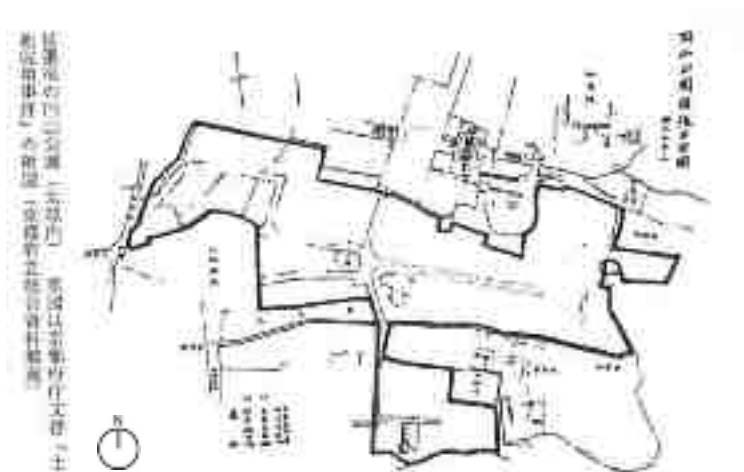


図 13 拡張後の円山公園

出典：丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成2年（1990）、148頁

¹⁵ 丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成2年（1990）、146-150頁

¹⁶ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、63頁

¹⁷ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、64頁



図 14 大正 14 年 (1925) のひょうたん池周辺

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編
『開園百周年記念』昭和 63 年 (1988) , 10 頁



図 15 昭和 4 年 (1929) の音楽堂

出典：京都市所蔵

(2) 植治の作庭意図

植治の作庭意図の原点は、自然や水の流れをあるがままの自然として再現しようとしたこと、近代数奇者の世界観を表現しようとしたことである。

近代自然主義の時代にあつて、植治は庭園における自然のモチーフと、その表現法にも新風を吹き込んでいる。日本庭園が近代までこだわり続けてきた景勝地の海岸風景を、誰もが見覚えのある身近な野山の風景に置き換えるとともに、それらを原寸大で表現することによって、「眺める庭」から「五感で味わう庭」へと転換したことの意味は極めて大きいと評価されている。¹⁸

また、当時の新聞は、植治の追悼記事 (昭和 8 年 (1933) 没) として、「京都を昔ながらの山紫水明の都にかへさねばならぬ」(大阪毎日新聞)、「翁は生前常に京都の誇りである風致問題について非常に頭をなやまし保存に全力をつくしてゐた」(京都日出新聞)と記しており、植治にとって、京都の風致問題が大きな関心事であり、京都の近代化とともに歩んできた植治の庭づくりの本質が伺える。¹⁸

明治 27 年 (1894) に無鄰菴の作庭に着手し、昭和 8 年 (1933) に没するまで、多数の作庭に携わった植治にとって、円山公園改良工事 (大正 2 年 (1913) ~ 大正 3 年 (1914)) は、人生の中期にあたる。

植治は、円山公園という開かれた場に自然の溪谷を再現しつつ、華頂山を望む最良の位置であるひょうたん池に舟着きを打ち借景とするなど、作庭意図の原点を感じさせる手法をとりいれたとともに、公共造園という新たな領域を貪欲に開拓しようとした進歩性が読み取れる。¹⁹

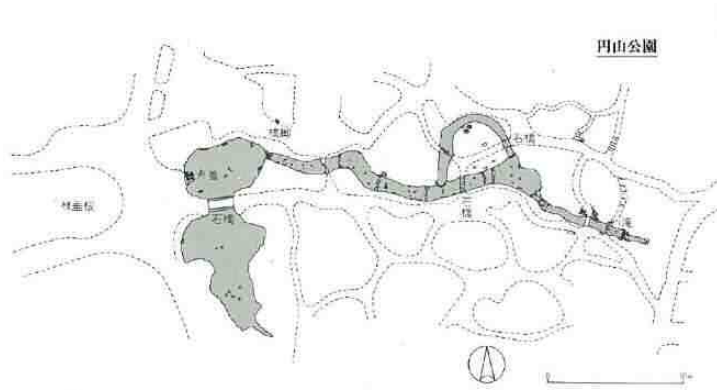


図 16 園池平面図

出典：丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、
平成 2 年 (1990) , 149 頁

¹⁸ 尼崎博正『七代目小川治兵衛-山紫水明の都にかへさねば-』ミネルヴァ書房、平成 24 年 (2012) , iii-v 頁

¹⁹ 丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成 2 年 (1990) , 150 頁

1-4 名勝指定以降（昭和6年（1931）～昭和30年（1955））

植治による改良工事などを経た円山公園は、我が国の優れた国土美として欠くことができないものとして、昭和6年（1931）10月21日「史蹟名勝天然紀念物保存法」（大正8年（1919）法律第44号）により「名勝円山公園」に指定された。なお、同法は、「文化財保護法」（昭和25年（1950）法律第214号）に引き継がれ現在に至る。

また、明治6年（1873）に明石博高^{ひろあきら}の寄付により残された枝垂桜は、明治37年（1904）から同38年（1905）にかけて盛観を極め、根回り4m、高さ12m、樹齢200年余りに達し、素晴らしい景観を誇っていたことから、昭和12年（1937）4月13日に国天然記念物に指定された。しかし、昭和22年（1947）に老衰のため枯死したため、昭和25年（1950）3月13日に国天然記念物の指定を解除された。²⁰

表6 枝垂桜 天然記念物指定理由

名 称：祇園ノ枝垂桜
所 在 地：京都府京都市東山区祇園町北側
指定地積：国有 1筆 内実測 169坪7号
説 明：円山公園ニアリ目通幹周約3.8メートル枝條長区ク垂レ花時盛観ヲ呈ス、白枝垂桜ノ地方的巨樹トシテ有數ノモノナリ
指定理由：保存要目天然記念物中植物ノ部第一（社叢、著シキ並木、名木、巨樹、老樹）ニ依ル

出典：京都市資料



図17 初代枝垂桜 左：昭和12年（1937）、中央：昭和17年（1942）、右：昭和22年（1947）

出典：京都市所蔵

その後、昭和24年（1949）に、造園家佐野藤右衛門が初代枝垂桜から種を採って育てた桜3本を京都市に寄付し、二代目枝垂桜として移植された。3本のうち、初代枝垂桜と同じ場所に植えられた桜1本が順調に成長し、現在も祇園夜桜の象徴として花見の時期には多くの来園者を楽しませている。²¹



図18 二代目枝垂桜 左：昭和24年（1949）移植時、中央：昭和28年（1953）、右：平成元年（1989）

出典：京都市所蔵

²⁰ 京都府文化財総合目録

²¹ 京都市建設局公園緑地部公園管理課『開園百周年記念』昭和63年（1988）, 6-7頁

1-5 都市公園法施行以降（昭和31年以降（1956）～現在）

昭和31年（1956）に、都市公園法が施行され、円山公園は、都市公園法に基づく都市公園となる。また、同年には、都市計画法により、東山風致地区の一角として円山公園及び八坂神社一帯の趣のある沿道景観の保全に配慮するため、円山公園は風致地区第1種地域に指定された。さらには、昭和42年（1967）に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都法」という。）により、南禅寺や知恩院などとともに、歴史的建造物並びに史跡名勝と一体となる東山連峰の自然的環境の保存を図るため、円山公園は歴史的風土特別保存地区並びに歴史的風土保存区域に指定された。

このように、円山公園をとりまく風致景観の保全が図られる一方で、昭和37年（1962）に戦時中に撤去されていた坂本龍馬・中岡慎太郎像の再建、昭和46年（1971）の地下駐車場の開設、昭和60年（1985）の時計塔の設置など、様々な施設の充実が図られてきた。なお、時計塔は、平成26年（2014）に撤去・新設が行われた。また、昭和29年（1954）に音楽堂で開催された“土曜コンサート（ドヨコン）”や、平成2年（1990）から平成15年（2003）にかけて市民の森で開催されていた“東山区民ふれあいひろば”などのイベント、八坂神社の^{をけら}白朮詣りなどの行催事など、昭和63年（1988）に開設100周年を迎えて以降、現在に至るまで様々な利活用が図られている。



図 19 初代坂本龍馬・中岡慎太郎像

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編
『開園百周年記念』昭和63年（1988）、18頁



図 20 二代坂本龍馬・中岡慎太郎像

平成26年（2014）撮影



図 21 音楽堂で開催されていた
土曜コンサート

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編



図 22 市民の森で開催されていた
東山区民ふれあいひろば

出典：東山区役所区民部まちづくり推進課
『東山区80周年記念誌』平成21年（2009）、36頁

2 指定の状況

昭和6年（1931）の名勝指定資料及び指定範囲は以下のとおりである。

表 7 円山公園 名勝指定資料

名 称：円山公園

所 在 地：京都府京都市東山区円山町・祇園町・鷺尾町

指定地域：（名勝指定 昭和6年10月21日 文部省告示第306号）

東山区	円山町	7-3, 462-1, 462-2, 462-3, 462-4, 463, 464, 465, 465-1, 466, 467, 468, 469-1, 469-2, 469-3, 469-4, 470, 471, 472, 473, 474 安養寺境内, 474-1 弁天堂境内, 474-2, 475, 476 長楽寺境内, 605, 606, 607, 608, 608-1, 609, 609-1, 610, 610-1, 611, 611-1, 612, 612-1, 612-2, 612-3, 613, 614, 615, 616-2, 617, 618-1, 619, 619-1, 619-2, 619-3, 620, 620-1, 621, 621-1, 621-2, 621-3, 621-4, 622, 622-1, 623, 623-2, 623-3, 623-4, 本願寺別院境内実測 1,566 坪 4 合 9 勺
同	祇園町 北側	348, 349, 350, 624, 624-1
同	鷺尾町	524 西行庵境内, 524（公園地）, 524（宅地）, 525 雙林寺境内, 525（公園地）, 525-1 円山町 467 先より鷺尾町 524 先に至る道路敷

指定理由：

（1）指定基準 名勝の部第1（庭園，公園）

（2）説明

京都市ノ公園ニシテ東山ノ西麓ニ在リ眞葛原ヨリ祇園林ニ亘ル一帯ノ地ナリ北ハ知恩院ニ接シ西及南ハ官幣大社八坂神社及大谷派本願寺別院ノ境内地ト界ス泉石園林ノ景致ヲ以テ一境ヲ成シ安養寺辨大堂長楽寺雙林寺西行庵其ノ中ニ在リ皆名所トシテ知ラル世ニ祇園ノ糸桜トスル巨樹又名高シ四時遊覧ノ勝區タリ

管理団体：京都市（昭和7年1月29日指定）

出典：官報及び史跡名勝天然記念物指定等目録（文化庁記念物課），国指定文化財等データベースより作成

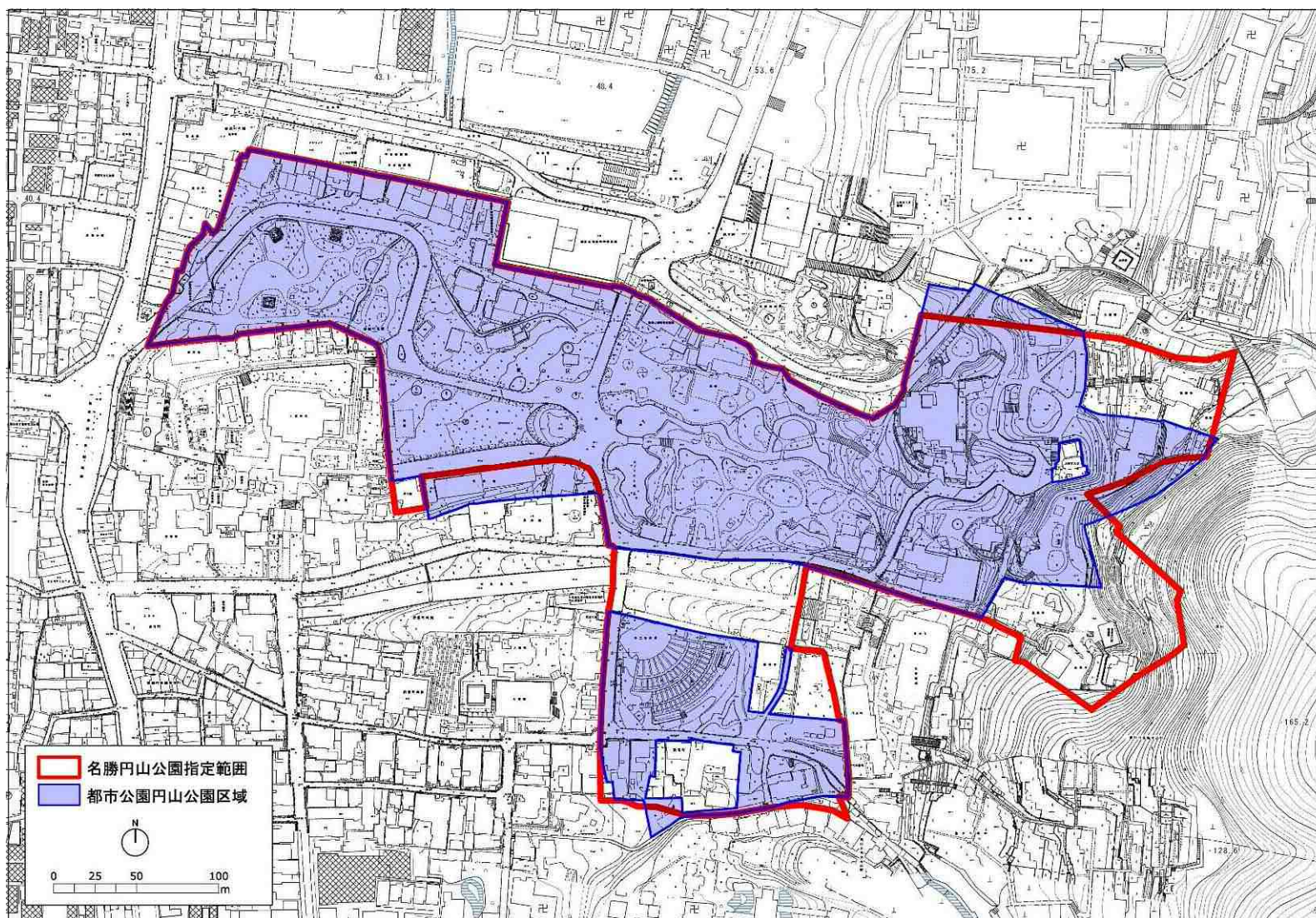


図 23 名勝円山公園指定範囲

出典：京都市資料を基に作図

表 8 円山公園の成り立ち（年表）

時代	和暦	西暦	事項
鎌倉 以前			・東山西麓の祇園社（八坂神社）に至る傾斜地一帯は、真葛やススキが生い茂る「真葛原」と呼ばれる原野であった。
	延暦 年間	782～ 806	・安養寺は、最澄が開創したと伝えられ、法然と親鸞が念仏を発祥した「吉水草庵」をこの地に結ぶ。
	建久 年間	1190～ 1199	・慈鎮が吉水草庵を中興し、「慈円山安養寺」と称した。
鎌倉			・慈円が「わが恋は 松を時雨の染めかねて 真葛ヶ原に 風さわぐなり」と詠み、和歌の名所ともなった。
江戸			・安養寺境内には時宗寺院の子院の六阿弥坊【勝興庵（正阿弥）、長壽院（左阿弥）、花洛庵（重阿弥）、多福庵（世阿弥）、延壽庵（連阿弥）、辨天堂】が立ち並び、いずれも林泉の美と眺望に富む楼閣を構え誘客に席を供した。 ・八坂神社境内の「祇園の夜桜」見物を始めとして、一帯は多様な活動が展開される行楽の域となった。
明治	明治 4	1871	・廃藩置県 ・太政官布告第 4 号（第 1 次上知令）。社寺に対して、境内を除く全ての領地と除地（免租地）の上知を命ずる。（1. 5） ・これにより祇園感神院（八坂神社）の祇園宝寿院をはじめとする坊舎、安養寺及び六坊、長楽寺、双林寺など官有地となる。
	明治 5	1872	・大蔵省布告第 53 号「名所古蹟保存ノ件」（4. 12）
	明治 6	1873	・太政官布告第 16 号（公園）。府県に公園を開設するよう布告（1. 15） ・吉水温泉竣工 ・旧宝寿院の庭にあった老桜（初代枝垂桜）について、印材として伐採されようとしていたところを明石博高翁が買い上げそのままの位置に残した。
	明治 8	1875	・地租改正事業の一環として、社寺に対する第二次上知令を公布。
	明治 9	1876	・鳩居堂主人熊谷酔香追煎茶会
	明治 12	1879	・長崎県の井上万吉による也阿弥買収及び也阿弥ホテル開業
	明治 18	1885	・琵琶湖疏水起工 ・字円山及び字南畑が合併し、円山町となる。
	明治 19	1886	・「京都円山公園」の開設（12 月）。（京都府より国へ「公園地指定伺」を提出（8 月）、内務大臣より許可（10 月）） ・也阿弥ホテル増築
	明治 20	1887	・桜樹数百本植え足し ・京都府告示第 4 号「公貸渡規則」（1. 15）
	明治 22	1889	・京都市制・町村制施行 ・円山公園を京都市へ移管。「京都市円山公園」の誕生（12 月）
	明治 23	1890	・京都市円山公園議案、京都市円山公園使用条例、京都市円山公園使用料細則の制定（7 月）
	明治 24	1891	・禁止事項の公園掲示
	明治 25	1892	・第 1 次公園地拡張事業（～明治 27（1894）） ・アーク灯の取付

時代	和暦	西暦	事項
明治	明治 26	1893	・京都市参議会が公園仮事務所の設置を決定 ・山桜、枝垂桜 35 本程度を市内より移植
	明治 27	1894	・八坂神社の末社太田社西北に威垣（いがき）を設置 ・円山公園と知恩院間の谷川の工事を入札で実施 ・也阿弥ホテル増築
	明治 28	1895	・拡張工事に伴い旧御台場の構築物の撤去 ・新池及び周辺開設 ・自然の丘陵を利用した溪谷、四季の花樹を植樹 ・蹴上疏水から引水し、噴水を設置
	明治 32	1899	・也阿弥ホテル焼失
	明治 33	1900	・北村条蔵の寄付、樹木植付費等に使用
	明治 34	1901	・也阿弥ホテル再建
	明治 37	1904	・八坂神社が公園地排水を非常用水として引水
	明治 39	1906	・也阿弥ホテルが再度火災。吉水温泉とともに全焼 ・ホテル火災を機に公園地拡張の機運が高まる
	明治 41	1908	・也阿弥ホテル、吉水温泉閉業 ・第 2 次公園地拡張事業（～大正 3（1928））
	明治 42	1909	・円山公園拡張工事を直営工事により行うことを決定 ・長楽館の竣工
	明治 43	1910	・武田五一による公園改良計画案の作成 ・公園入口の改修を道路拡張と並行 ・園内の道路拡張，新設を急ぐ
	明治 44	1911	・第二疏水完成 ・公園常設委員会規定及び公園委員の決定 ・園内道路の延長，溝渠排水管敷設，上水道敷設 ・左阿弥北接の紅葉谷を知恩院又は長楽寺と交換 ・八坂神社西楼前と園内地の一部を交換整理
大正	大正 2	1913	・植治による公園東部一帯の改良工事（～大正 3 年（1914）3 月竣工） ・京都府から第二疏水からの給水工事許可。公園給水管の埋設工事
昭和	昭和 2	1927	・音楽堂の開設
	昭和 6	1931	・円山公園が国名勝に指定
	昭和 7	1932	・ラジオ塔の設置
	昭和 9	1934	・坂本龍馬・中岡慎太郎像の設置
	昭和 12	1937	・初代枝垂桜が国天然記念物に指定
	昭和 22	1947	・初代枝垂桜が枯死（昭和 25 年（1951）国天然記念物指定解除）
	昭和 24	1949	・造園家佐野藤右衛門が実生から育てた桜を二代目枝垂桜として，初代枝垂桜と同じところに移植
	昭和 31	1956	・都市公園法施行，同法に基づき円山公園が都市公園となる ・都市計画法に基づき円山公園が東山風致地区の一角となる
	昭和 37	1962	・戦時中に撤去されていた坂本龍馬・中岡慎太郎像が再建
	昭和 42	1967	・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき，円山公園を含む一帯を歴史的風土特別保存地区に指定
	昭和 43	1968	・祇園祭山鉦収蔵館の開設

時代	和暦	西暦	事項
昭和	昭和 46	1971	・ 地下駐車場の開設
	昭和 60	1985	・ 時計塔の設置
平成	平成 18	2006	・ 指定管理者制度に基づき音楽堂及び円山駐車場の管理運営を民間等に代行
	平成 26	2014	・ 時計塔の撤去，新設

出典：円山公園－開園百周年記念（京都市建設局公園緑地部公園管理課，1988）

名勝地円山公園の沿革（京都市，1996）

東山区 80 周年記念誌（東山区役所区民部まちづくり推進課，2009）

出村「京都東山山辺における近代以降の景観変容に関する研究」（2003）

第3章 現況・課題

1 現況

1-1 位置等

(1) 位置

名勝円山公園は、京都市東山区に位置しており、半径 10km 圏内に大津市、40km 圏に大阪市や奈良市が位置している。



図 24 名勝円山公園の位置

出典：京都市資料を基に作図

(2) 交通

名勝円山公園周辺の交通網をみると、京阪本線の祇園四条駅が最寄り駅となっており、京都駅からも市営地下鉄線や市バスを利用すればアクセスが容易である。また公園西口は、東大路通（京都府道 143 号四ノ宮四ツ塚線）及び、四条通（京都市道 186 号嵐山祇園線）に面しており、交通の便の良い立地といえる。



図 25 名勝円山公園の交通網

出典：京都市資料を基に作図

1－2 対象地域及び周辺地域状況

(1) 自然

1) 地形

名勝円山公園は、京都盆地の概ね標高 50m から 60m のなだらかな起伏に位置しており、西には鴨川を望み、東には東山が接している。

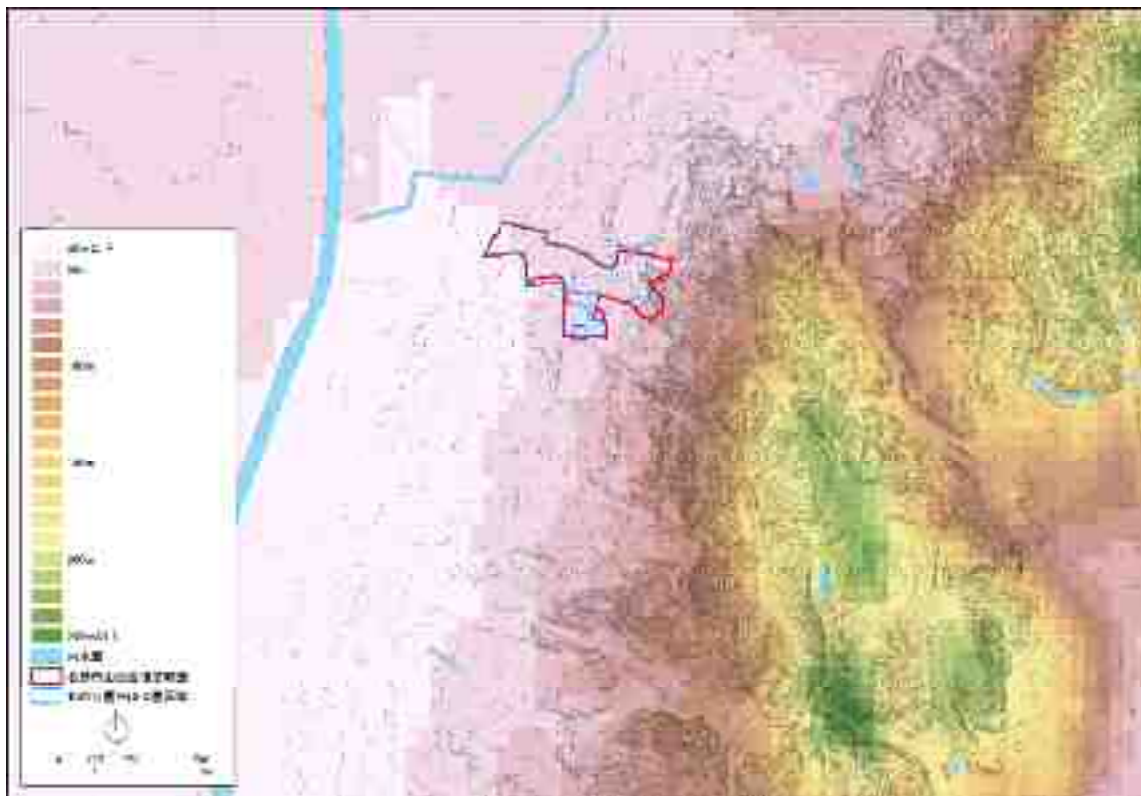


図 26 名勝円山公園の地形

出典：京都市資料を基に作図

2) 地質

京都盆地の地質分布をみると、盆地周囲の山塊は主として丹波層群と呼ばれる中生代層よりなり、砂岩、頁岩、チャートなどよりなる。盆地北東部には中生代の白亜紀後期に形成された花崗岩類が分布し、白川花崗岩と呼ばれる。盆地の地下に伏在する基盤岩はこれらの2種類で、とくに丹波層群が優勢であると推定される。盆地縁辺部の丘陵には、新第三紀から第四紀にかけて堆積した大阪層群が分布する。この地層は砂礫、砂、粘土などの互層よりなり、特徴的な海成粘土層や火山灰などが挟まれている。地表付近は、数万年前以降に堆積した新しい地層で覆われており、盆地北部では扇状地性のおもに砂礫よりなる粗粒堆積物が優勢であり、南部では粘土・シルトが卓越する湿地性の細粒堆積物が優勢となる。また、盆地の縁辺部は花折断層や西山断層群をはじめとする活断層で限られている。図 27 では、名勝円山公園周辺を見ると、新生代の段丘堆積物 (td) と区分されている。

さらに範囲を拡大すると、指定区域の北側は「礫・砂及び泥 (tm2)」、南東側が「礫、砂及び泥、海成粘土層を含む (0u)」や「岩屑及び礫 (t)」に区分されており、いずれも新生代の地層となっている。

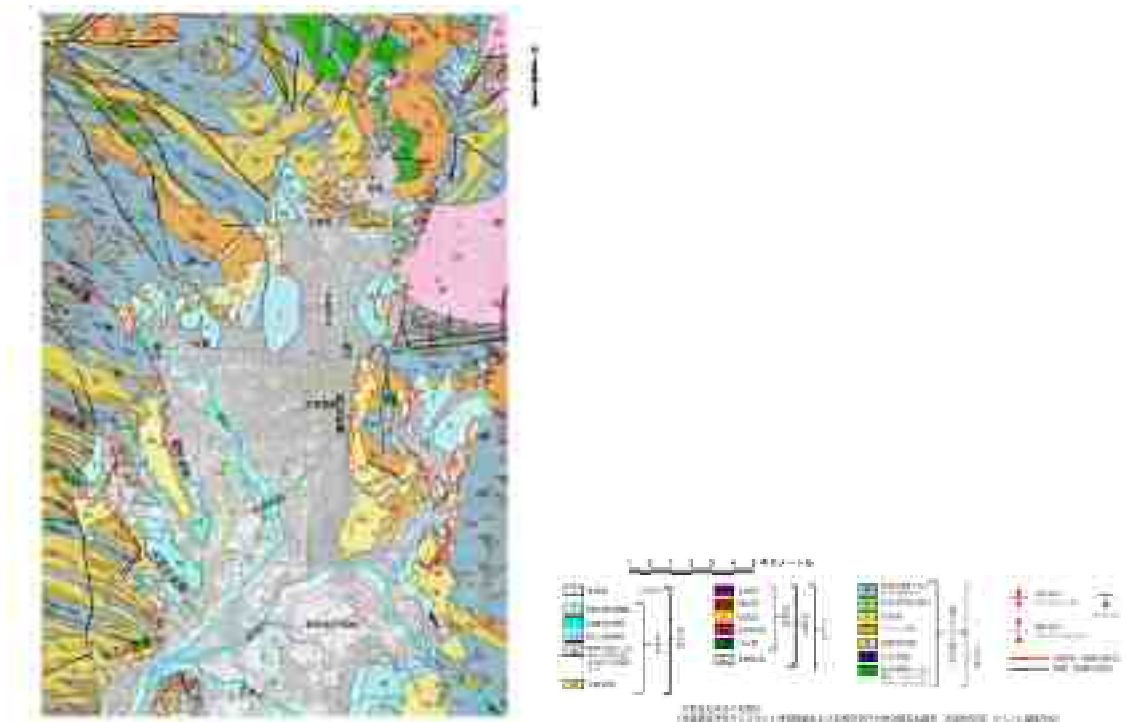


図 27 京都盆地の地質

出典：平成 10 年度（1998）地震関係基礎調査交付金 京都盆地の地下構造調査報告書（京都市）



図 28 名勝円山公園の地質

出典：「5 万分の 1 地質図幅—京都東北部（平成 10 年度（1998））」及び「京都東南部（平成 24 年度（2013））」
いずれも地質調査総合センター発行より作成

3) 植生

名勝円山公園は、山麓が「カナメモチーコジイ群集」、市民の森並びに音楽堂周辺が「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」に区分される。

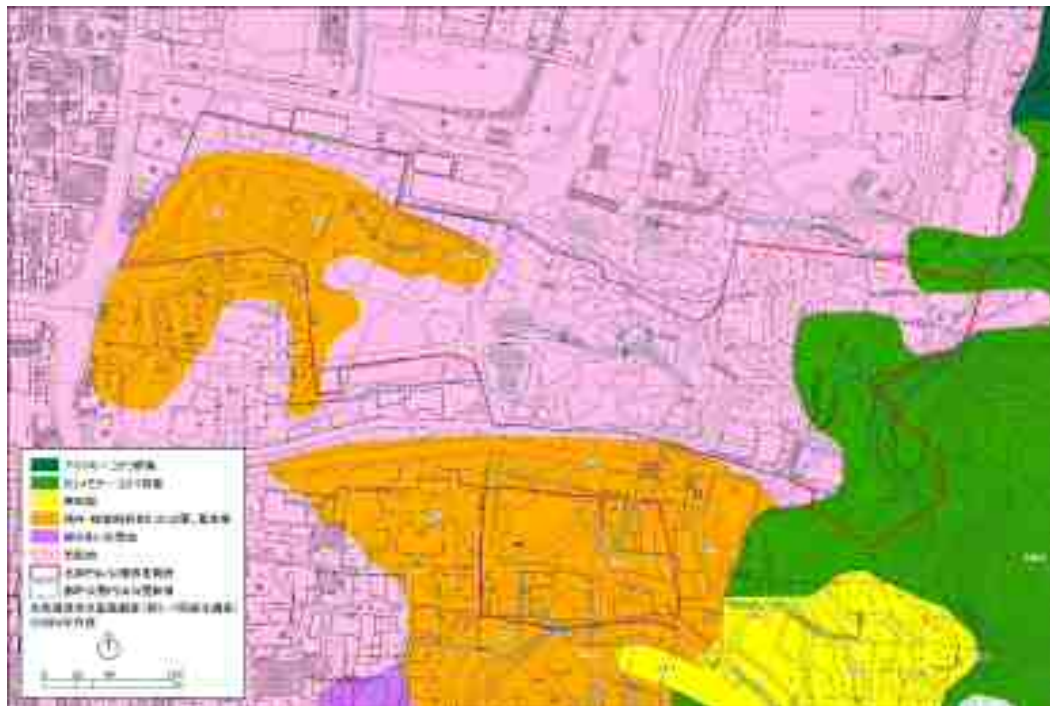


図 29 名勝円山公園の植生区分

出典：環境省「自然環境保全基礎調査 第6・7回」平成16年（2004）より作成

(2) 文化財

周辺地域には、史跡名勝として高台寺庭園や旧円徳院庭園，登録有形文化財（建造物）として八坂神社本殿や八坂神社楼門，大雲院書院，知恩院等，多くの文化財が分布している。

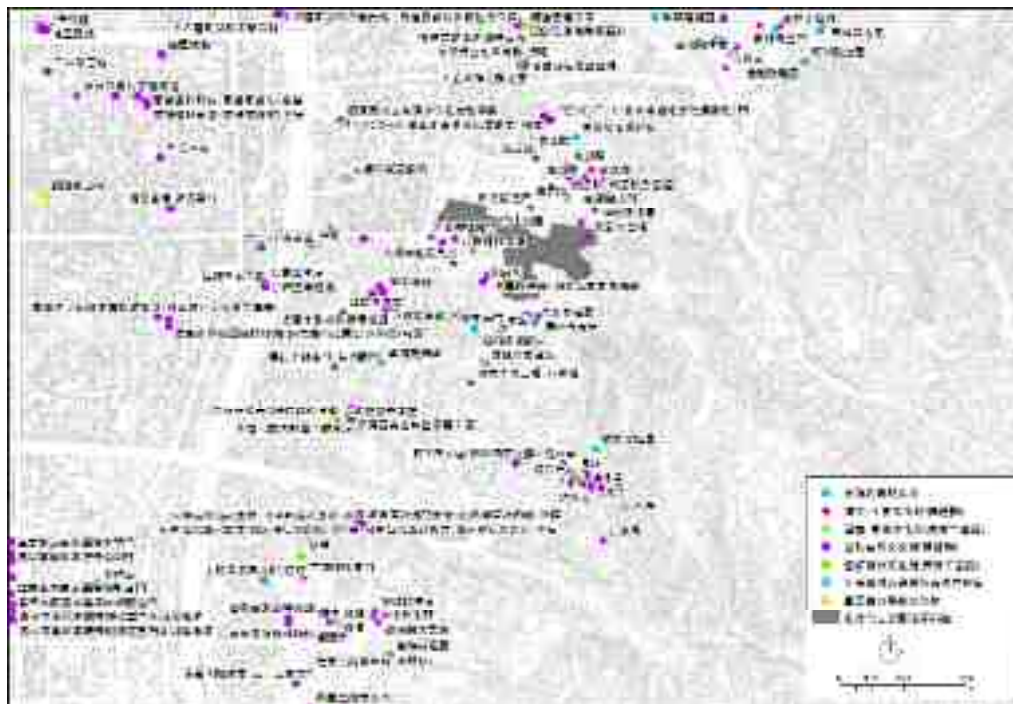


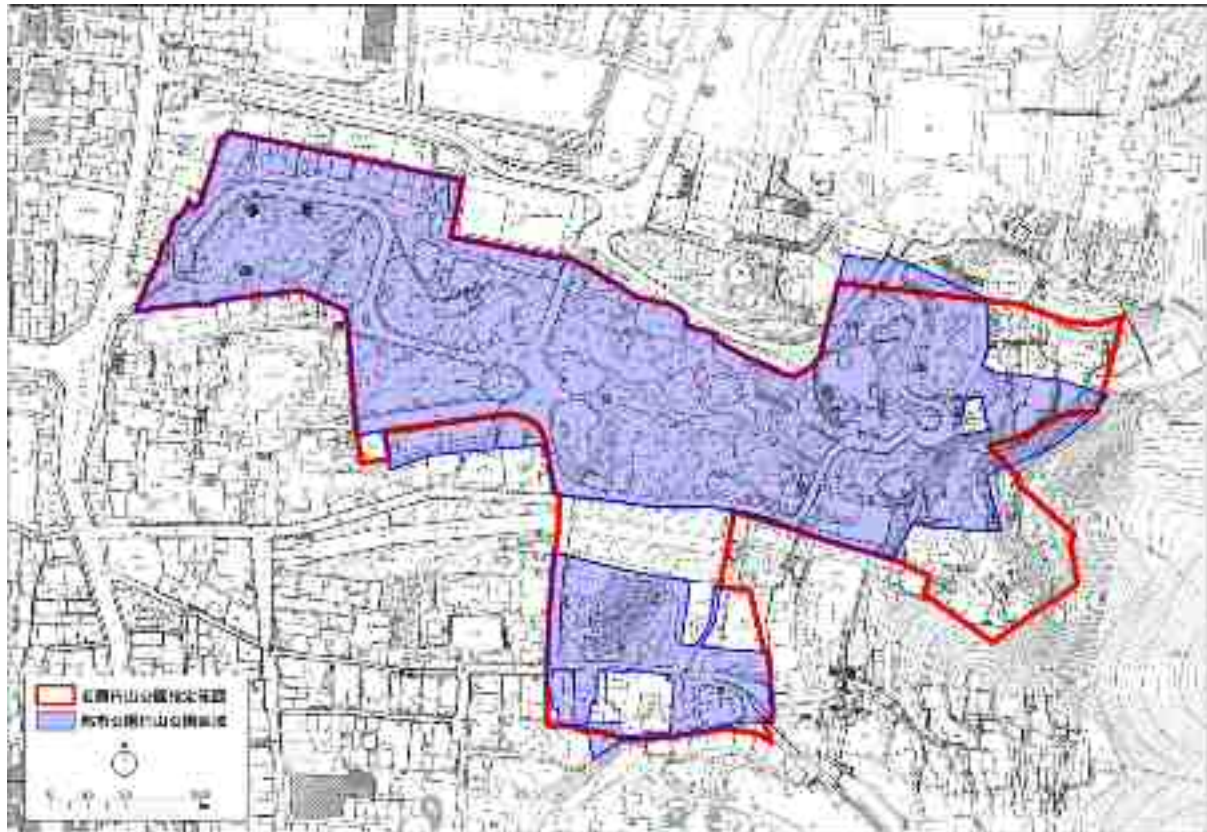
図 30 名勝円山公園の周辺文化財

出典：国指定文化財データベースより作成

1－3 対象地域の社会的状況

(1) 土地利用

名勝指定区域の面積は 103,090 m²、そのうち 86,641 m²が都市公園である。なお、都市公園の内、国有地（無償貸与）が 62,164 m²、市有地が 24,477 m²である。名勝指定地の土地利用状況は大半が公園であり、一部が社寺、便益施設に利用されている。



出典：京都市資料を基に作図

図 31 名勝円山公園，都市公園円山公園の指定区域

都市公園円山公園では，以下の公園施設について設置が許可されている。

表 9 都市公園円山公園における公園施設

種類	公園施設	数量等
銅像	坂本龍馬像，中岡慎太郎像，働く少年像，中井弘像	計 4 基
	銅像防護柵一式	15 m ²
公衆トイレ	事務所西，藤の棚東，銅像前東，一休庵前，祇園石段下，弁天堂前	6 基
散水施設		1 式
銘板（百万本植樹達成記念）		1 基

出典：京都市資料より作成

（２）関係法令

名勝円山公園指定区域及び周辺地域は、風致地区、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、伝統的建築物群保存地区等の指定による風致景観等の保全が図られている。

１）風致地区

名勝円山公園は、都市計画法に基づき風致地区（「東山風致地区」（約 2,577ha））に指定され、京都市風致地区条例に基づき風致保全計画を定め、風致地区内の建築物の新築、木竹の伐採その他の規制を行い、名勝円山公園及び周辺の風致景観を維持している。東山風致地区内において、名勝円山公園は、風致地区第１種地域（音楽堂周辺以外）と風致地区第２種地域（音楽堂周辺）に指定されており、さらに音楽堂周辺では、形態意匠等に特別に配慮が必要な地域として、一部、円山特別修景地域に指定され、地域の特性に応じた基準を設けることで、きめ細かな制限を行っている。

表 10 東山風致地区（円山公園関連部分）

良好な景観の形成に関する方針

○地区の風致特性及び維持すべき風致の内容

- ・円山公園及び八坂神社の一帯の趣のある沿道景観

円山公園及び八坂神社一帯では、青蓮院や知恩院、八坂神社及び円山公園などの変化に富む要素と東山山ろくの自然とが組み合わされて、京都の代表的景勝地を作っている。これを取り巻く形で、神宮道を初め、蹴上から栗田・華頂などの地区や三条通周辺などの散策道沿いでは趣のある沿道景観が形成されており、これらの沿道景観の保全が重要である。また、この地域に点在する大規模建築物は、景観特性上重要な構成要素であることから、建築デザインや外構デザイン及び植栽の水準のなお一層の向上を図るものとする。

○建築物等における修景の重点

- ・円山地区の趣のある沿道景観の保全

【円山特別修景地域】

円山地区では、趣のある沿道景観を保全するため、建築物は、原則として和風外観であり、道路側に植栽、生垣、和風門、和風塀のいずれかを設けること。また、和風様式の料亭等が数多くあり、特に周辺環境との調和に留意すること。

出典：京都市風致保全計画より抜粋

２）歴史的風土保存区域

名勝円山公園は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域として東山地区の一部に指定されている。なお、指定区域の大半が歴史的風土の保存において特に重要な地域であるとして、都市計画による歴史的風土特別保存地区に定められ、原則として現況変更行為を禁止し歴史的風土の保存を図っている。

表 11 歴史的風土保存区域 東山地区

歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱

○東山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、修学院離宮、慈照寺、南禅寺、知恩院、清水寺、円山公園等の歴史的建造物及び史跡名勝と一体となる比叡山、大文字山、稻荷山等の東山連峰の自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の密集する地域については、建築物その他の工作物について制限の強化を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

出典：京都市歴史的風土保存計画より抜粋

3) 産寧坂伝統的建造物群保存地区

名勝円山公園のうち、西行庵並びに西光院周辺を産寧坂伝統的建造物群保存地区に指定され、建築物等の修理、修景、復旧等については、当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行い、併せて、良好な都市景観の整備を図っている。

表 12 産寧坂伝統的建造物群保存地区（円山公園関連部分）

保存地区内における建造物等の保存整備計画

○建築物等の整備にあたっては、次に掲げる当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行う。

特性

八坂ノ塔、高台寺などの由緒ある社寺建造物、江戸時代末期から大正時代にかけての京町家等、それぞれに工夫のこらされた建造物が、産寧坂、二年坂の石段、折れ曲がった石畳の坂道、緑と土塀に囲まれた道などに沿って建ち並び、全体として京都らしい伝統的なたたずまいを示している。これらの伝統的建造物群も外観のまもり、地形の変化などにより五つの区域に分けることができる。

そのうち、高台寺表門から円山公園までの区域は、高台寺塔頭群とその土塀が緑の中につらなり、数寄屋風の茶屋や門と塀のある和風邸宅が建ち並んでいる。

○保存整備計画

- ・伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、保存整備計画に定める基準により修理を実施する。ただし、基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施する。
- ・伝統的建造物以外の建造物については、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するように保存整備計画に定める基準に準じて修景を実施する。

出典：産寧坂伝統的建造物群保存地区保存計画より抜粋

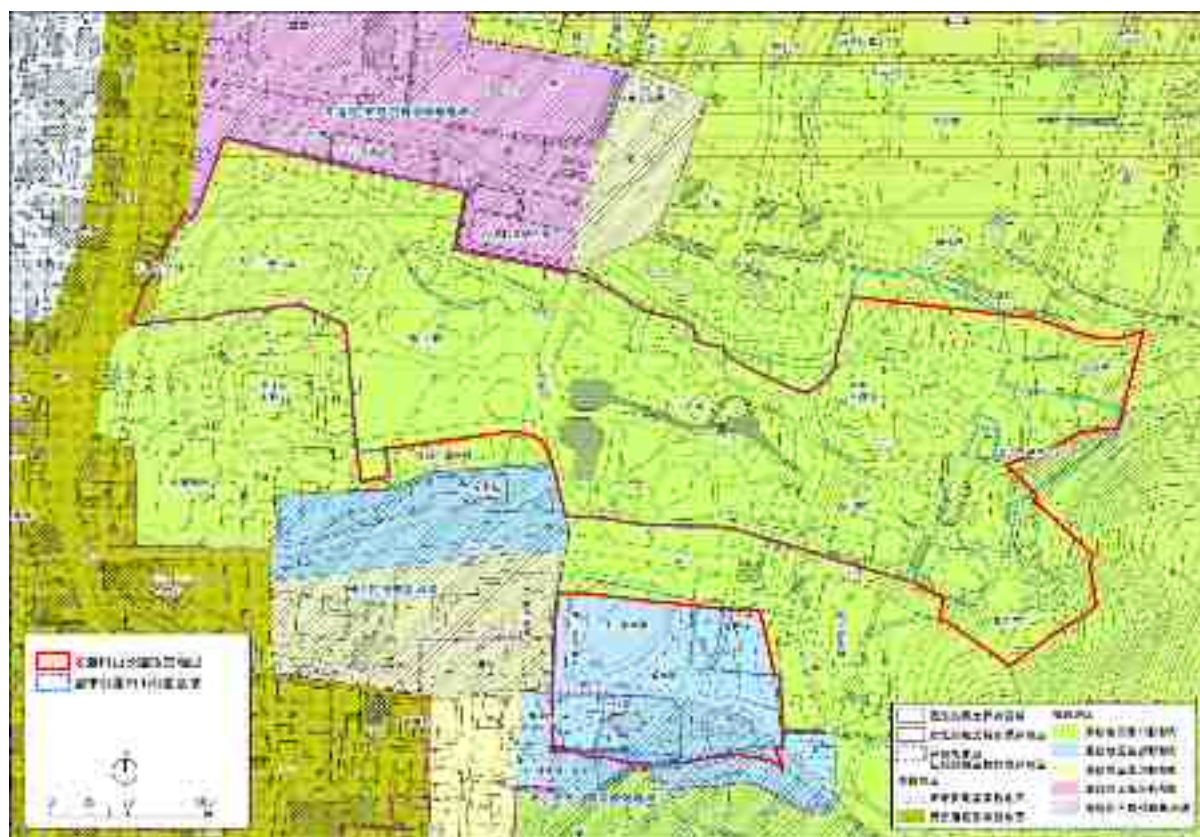


図 32 名勝円山公園 法規制状況

出典：京都市資料を基に作図

4) 都市計画区域（市街化調整区域），用途地域，高度地区

名勝円山公園は、音楽堂周辺が都市計画による市街化区域に指定されている他、その他の区域は市街化調整区域に指定され、開発行為、建築行為を原則として禁止している。なお、音楽堂周辺の市街化区域は、主に住居の環境を守るための地域として第二種住居地域に指定されている。また、同区域は、12m第二種高度地区に指定し、居住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を図っている。

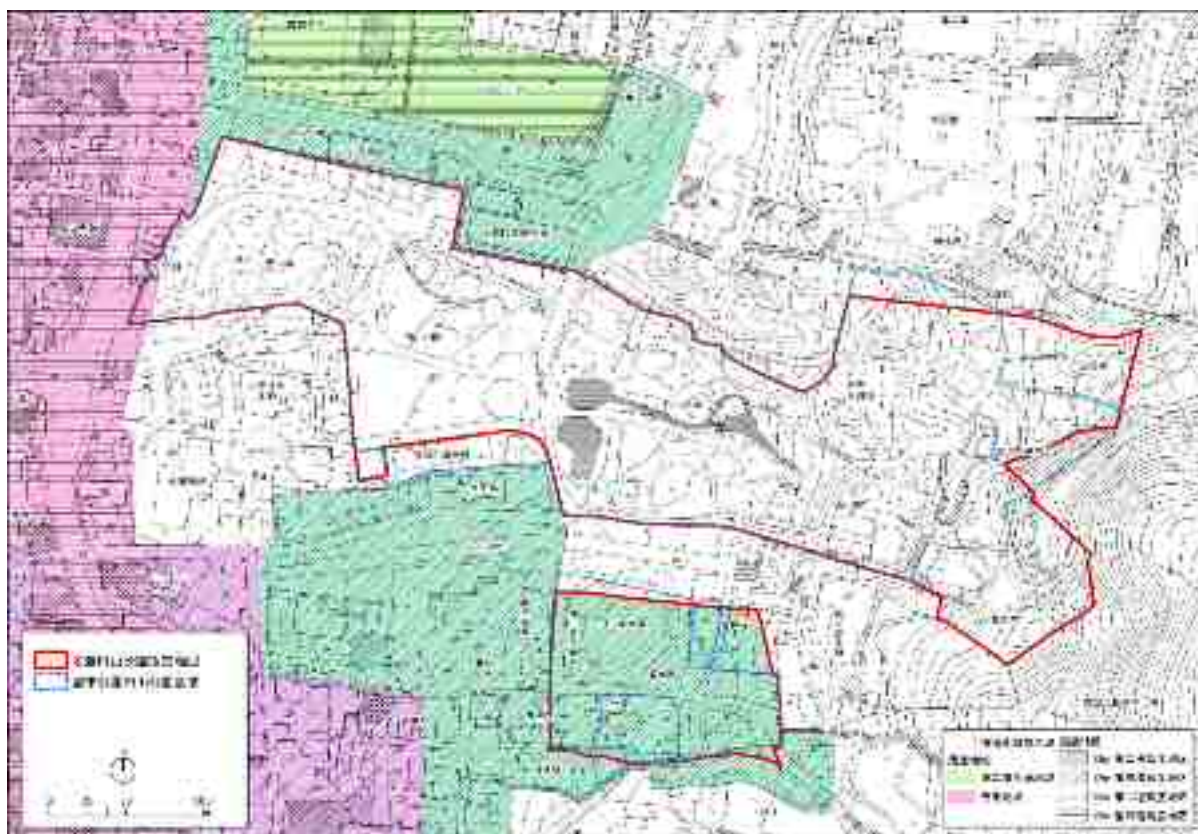
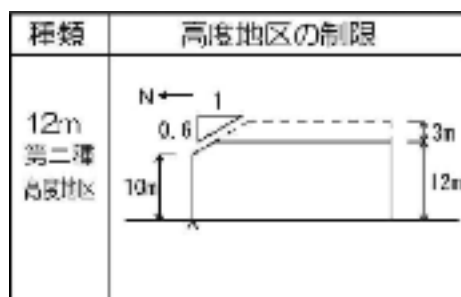


図 33 名勝円山公園 都市計画区域（市街化調整区域），用途地域，高度地区

出典：京都市資料を基に作図



※破線で示す範囲は、塔屋等の部分の高さを示しており、その高さを越える場合には、建築物の高さの最高限度から塔屋等の部分の高さを差し引き、破線部分の高さを喰えたものが建築物の高さの最高限界となる。

図 34 高度地区の種別及び制限

出典：京都市都市計画局『京都市都市計画制限のあらまし』平成 23 年（2011）より抜粋

5) 屋外広告物規制区域

名勝円山公園では、昭和 31 年（1956）より屋外広告物法に基づいて制定した屋外広告物等に関する条例により、屋外広告物等の規制と誘導が図られている。具体には、名勝指定区域の一部が第 1 種地域に指定されている他、区域の大半が屋外広告物禁止区域となっている。

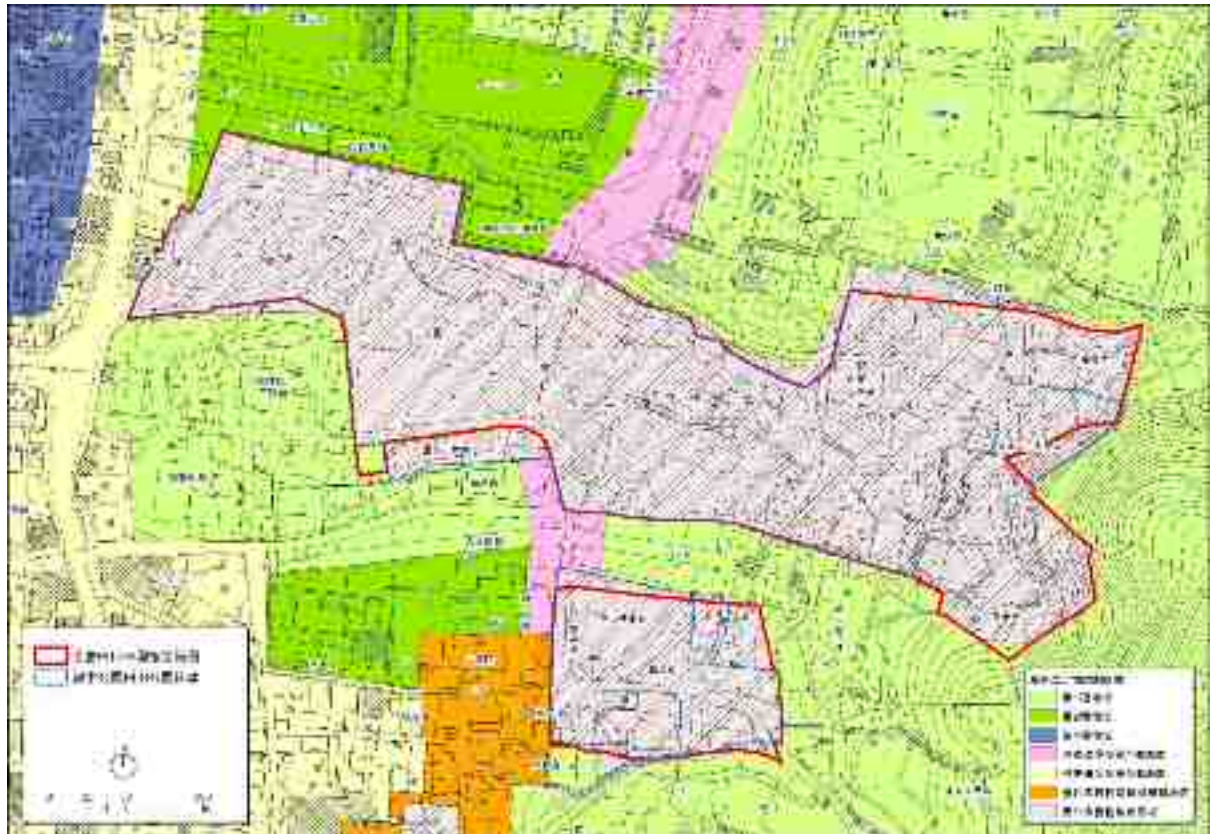


図 35 名勝円山公園 屋外広告物規制区域

出典：京都市資料を基に作図

6) 眺望景観保全区域（視点場：産寧坂付近の通り）

京都市は、平成 19 年（2007）に京都市眺望景観創生条例を制定し、特定の視点場から特定の視対象を眺めるときに視界に入る建築物等の高さ、形態及び意匠について必要な事項を定めることにより、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承することを目的とした取組を進めている。

名勝円山公園全域が、「産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路」の眺望景観を保全するため、近景デザイン保全区域に指定されており、視点場から視認することができる建築物が優れた眺望景観を阻害しないようデザインについて基準が定められている。

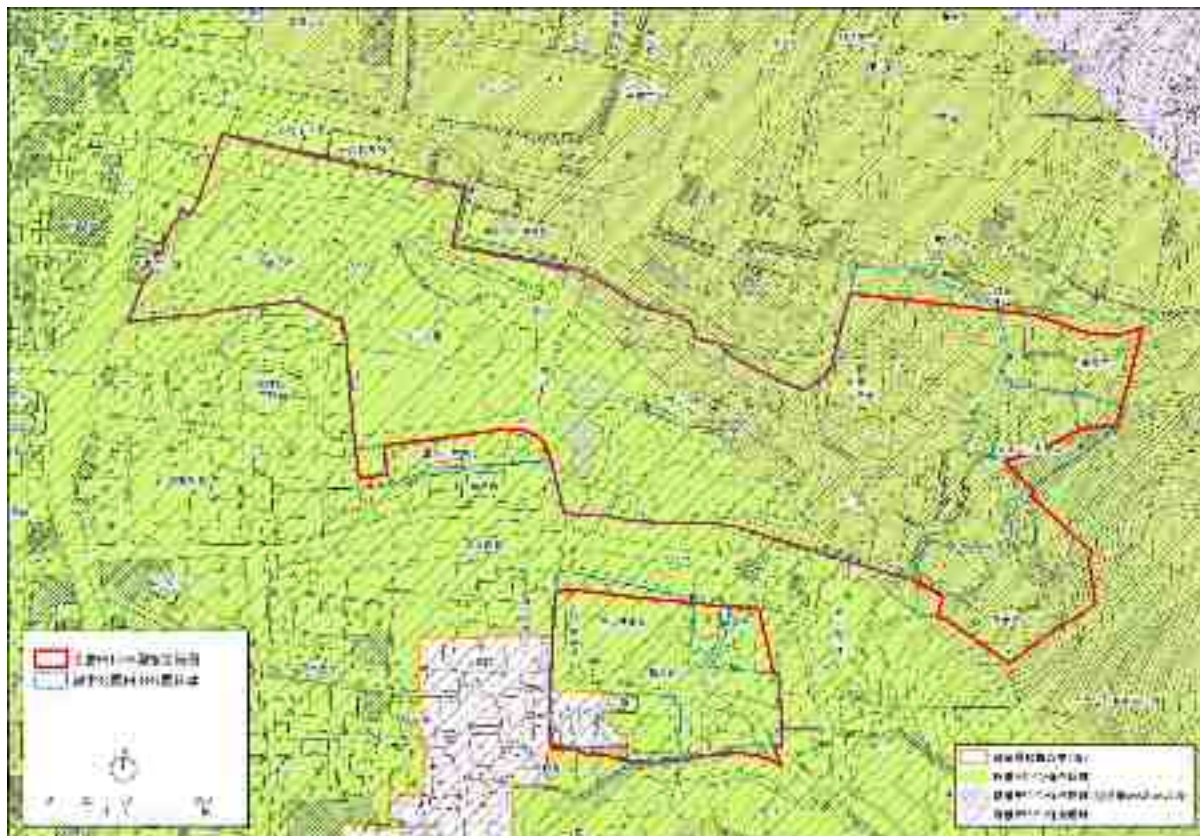


図 36 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路 近景デザイン保全区域

出典：京都市資料を基に作図

表 13 産寧坂伝統的建造物群保存地区（円山公園関連部分）

種別	視点場の位置 または範囲	眺望景観保全地域		基準
		区域の種別	区域の範囲	
通りの眺め	産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路	近景デザイン保全区域 約 164.3ha	産寧坂伝統的建造物群保存地区の地区界から水平距離 500m 以内	1 建築物等は、産寧坂沿道の伝統的建造物群及びその背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根については、以下によること。 ア 特定勾配屋根とすること。 イ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、歴史的な街並みの良好な眺めを阻害しないものとする。こと。 (4) 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとする。こと。 (5) 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

7) 埋蔵文化財

京都市内には旧石器時代から江戸時代にかけての周知の埋蔵文化財包蔵地が約 790 箇所あり、これらの遺跡内で公共事業を除く建設工事や開発工事等を行う場合、文化財保護法第 93 条に基づき、工事開始（60 日前まで）に届出を行い、工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮し、調査（慎重工事、立会調査、試掘調査、発掘調査）を行う必要がある。



図 37 名勝円山公園周辺の遺跡詳細地図

出典：京都市資料を基に作図

表 14 史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区及び埋蔵文化財包蔵地台帳（円山公園関連部分）

遺跡番号	名称	時代	種別	所在地	備考
524	祇園遺跡	室町	散布地	祇園町北側	中世の陶磁器類が出土。
525	八坂神社	奈良	神社	祇園町 (北側・南側)	創立時期には諸説あるが、平安時代には奈良の興福寺を本寺として存在していた。明治以前は祇園社・祇園感神院と称する。

出典：京都市資料

表 15 工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮した調査の内容

種別	調査内容
慎重工事	遺跡へ影響を及ぼさないよう慎重に工事し、遺構・遺物を発見した場合は連絡。
立会調査	ガス管敷設等の線掘り工事や遺跡に与える影響の小さな小規模工事について、掘削の際に調査員が立ち会う調査。
試掘調査	遺跡の有無や残存状況の確認、開発事業との調整、記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間や経費等の算定のために行う調査。
発掘調査	工事により遺跡が破壊される場合に実施する調査。

出典：周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱（京都市域内）

1-4 景観変遷

(1) 古地図による景観変遷の把握

国際日本文化研究センター所蔵地図より、明治～昭和初期にかけての円山公園及び周辺の土地利用及び公園の形成状況について整理した。

1) 公園開設以前～公園開設直後（明治14年（1881）～）

(ア) 京都市組分細図

内容年代：明治14年（1881）

成立年代：明治14年（1881）

- ・円山公園開設（明治19年（1886））以前の内容であり、現公園地は原野として表されている。
- ・枝垂桜とみられる桜は、八坂神社境内に描かれている。
- ・山麓部には、明治6年（1873）開業の吉水温泉の楼閣が描かれる。



(イ) 京都市図

内容年代：明治28年（1895）

成立年代：明治28年（1895）

- ・円山公園開設後（明治19年（1886））の内容であるが、公園の表記はなく、代わりに「真葛ヶ原」と記されている。
- ・真葛ヶ原には八坂神社と山麓を結ぶ道路が整備され、樹木が植栽されている。
- ・八坂神社との境界部に、祇園枝垂桜とみられる桜が描かれている。
- ・山麓部分には吉水温泉の楼閣とともに、也阿弥ホテル（明治12年（1879）開業）が描かれる。也阿弥ホテルは、明治27年（1894）の増築箇所を含めて二箇所に描かれている。



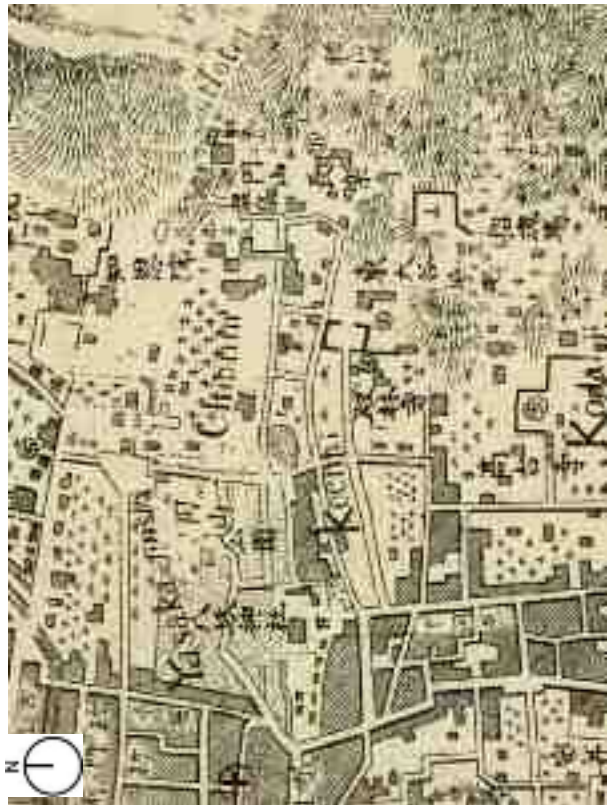
2) 第1次拡張及び整備後（明治25年（1892）～）

（ア）實地測量京都市全圖

内容年代：明治35年（1902）

成立年代：明治35年（1902）

- ・ 円山公園第1次拡張及び整備後（明治25年（1892）～明治27年（1894））の内容。
「円山公園（Koen）」の表記がみえる。
- ・ 地図上で円山公園とされるのは、八坂神社東側及び北側一帯（現在の枝垂桜周辺及び市民の森一帯）となっている。
- ・ 新たに池（現在のひょうたん池南部分）が整備されている。
- ・ 公園地と山麓の間は、建物と樹木が描かれている。



（イ）新版京都地圖

内容年代：明治38年（1905）

成立年代：明治38年（1905）

- ・ 円山公園第1次拡張及び整備後（明治25年（1892）明治27年（1894））の内容。「公園」の表記がみえる。
- ・ 公園の中心的施設として、枝垂桜及び新池（現在の枝垂桜周辺及びひょうたん池南部分）が描かれる。
- ・ 枝垂桜より山麓の温泉、ホテルまでの直線道路沿道に樹木が描かれている。



3) 第2次拡張及び整備後（明治41年（1908）～）

（ア）京都市街全図

内容年代：大正2年（1913）

成立年代：大正2年（1913）

- ・円山公園第2次拡張及び整備後（明治41年（1908）～大正3年（1914））の内容。「圓山公園」の表記がみえる。
- ・滝口からひょうたん池への流れの整備など、7代目植治による園内東部一帯の整備状況が反映され、現在の円山公園と同様の姿が描かれている。
- ・八坂神社北側の市民の森に新たに園路が整備されている。
- ・公園内及び周辺の名勝・史跡として「真葛原」「枝垂櫻」「吉水」「大雅堂」が表記される。
- ・山麓部には、火災により閉業（明治41年（1908））した也阿弥ホテル、吉水温泉に代わり左阿彌が描かれる他、公園内には平野屋の表記がみえる。



（イ）大典記念京都市街地圖

内容年代：昭和3年（1928）

成立年代：昭和3年（1928）

- ・音楽堂の整備後（昭和2年（1927））後の内容。「丸山公園」の表記がみえる。
- ・公園の範囲が図示されており、現在の円山公園とほぼ同様の範囲が示されている。
- ・公園の中心部にはひょうたん池、流れ、滝口の池泉及び枝垂桜が描かれている。
- ・公園南側の旧雙林寺境内に「音楽堂」の表記がみえる。



（２）名勝指定当時の写真と現況写真の比較

名勝円山公園に指定された昭和6年（1931）以降の景観の変遷を把握するために、当時と現況の空中写真を比較し景観の移り変わりについて整理した。

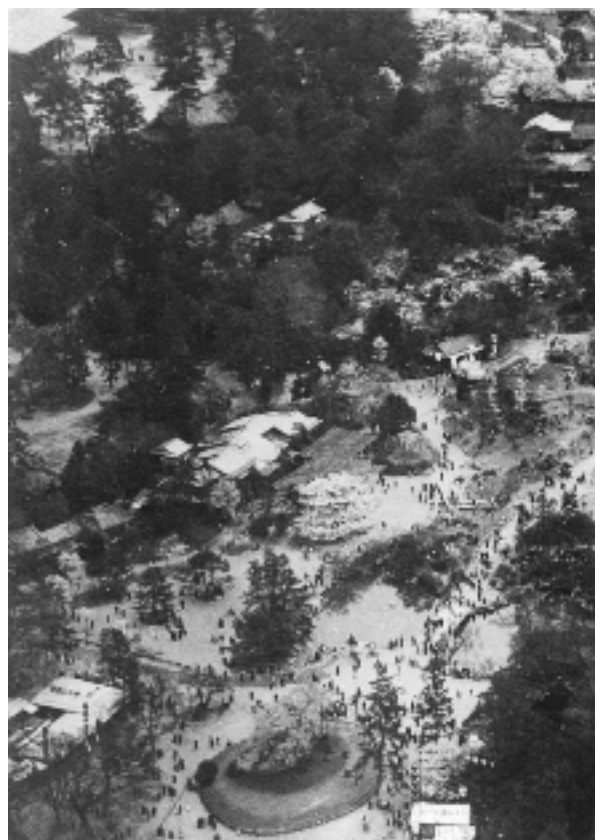


図 38 昭和5年（1930）

出典：吉田光邦『写真集成 京都百年パノラマ館』
平成4年（2009）,238 頁



図 39 昭和21年（1946）

出典：京都市資料より作成



図 40 平成19年（2007）

出典：京都市資料，電子国土基本図より作成

植治による改良工事（大正2年（1913）～大正3年（1914））を経て，現在の円山公園の姿がつかれ，昭和6年（1931）に名勝に指定された以降も，樹木の植栽等，公園の整備を行ってきたことが昭和21年（1946），平成19年（2007）の空中写真を比較することでわかる。特に，流れ周辺の植栽が充実され，植栽樹木・植生の量が多くなり景観が変容している。

2 課題

(1) 現況のとりまとめ

京都市は、名勝円山公園の保存管理を図るとともに、昭和 31 年（1956）に都市公園法に基づく都市公園となって以降も、公園施設の維持管理、東山区民ふれあいひろばなどのイベント、祇園の夜桜や八坂神社の白朮詣りの行催事など、様々な取組を行ってきた結果、現在もなお名勝地として賑わい、多くの来訪者を迎えている。その一方で、名勝指定以降、公園の保存管理においては文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、「ひょうたん池の護岸のき損」、「園路の劣化」、「流れの土砂の堆積」、「桜の衰弱」、「樹木の成長による庭園修景物（景石、灯籠、橋脚等）の視認性の悪化」など、名勝地として様々な課題が生じている。

このような現況を踏まえ、京都市は、平成 28 年（2016）の開園 130 周年、平成 32 年（2020）の東京オリンピックの開催に伴う、国内外からの来訪者の増加への対応を進めていくためには、名勝円山公園は、下表に整理した社会的役割を果たしていく必要があると考えている。

表 16 名勝円山公園を取り巻く現況のとりまとめ

項目	名勝を取り巻く現況	名勝円山公園に求められること
文化財の保存管理	- 文化財の価値の次世代への伝承と現代社会における適正な活用 - 名勝の整備と連動するまちづくりや地域らしさの創出	- 名勝円山公園として文化財（本質的価値）の保存 - 武田五一、植治による公園改良箇所を中心に、園地としての一体的な文化財の保存管理
風致景観の保護	古都保存法、風致地区条例等の関係法令に基づく風致景観の保護	関係法令による風致景観の保護

表 17 都市公園円山公園を取り巻く現況のとりまとめ

項目	都市公園を取り巻く現況	都市公園円山公園に求められること
良好な都市環境	- 地球温暖化の防止 - ヒートアイランド現象の緩和 - 生物多様性の保全 - 緑地の保全 - 緑化の推進 - 環境負荷の低減（省エネルギー、省資源） - 再生可能エネルギーの活用	- 緑地の保全によるヒートアイランド現象の緩和 - 公園管理に伴い発生した資源の有効活用
都市の防災	- 災害時の避難地、避難経路の確保 - 延焼防止 - 復旧、復興の拠点の確保	広域避難場所としての防災機能の充実
憩いの場の形成	- 幅広い年齢層の自然とのふれあいの場の提供 - レクリエーション活動拠点の確保 - 健康運動拠点の確保 - 文化活動拠点の確保	- 祇園の夜桜など、四季の彩りを感じることができる場の提供 - 音楽堂でのコンサート、市民の森におけるイベント開催など、文化活動拠点の活用促進
豊かな地域づくり	- 中心市街地のにぎわいの場の創出 - 地域の歴史的、自然的資源を活用した観光振興拠点の形成 - 地域間交流、連携拠点の確保 - 快適で個性豊かな地域づくりへの寄与	- 歴史的資源を活用した観光振興拠点の形成 - 平成 28 年（2016）の開園 130 周年を契機とした魅力的な公園づくり

項目	都市公園を取り巻く現況	都市公園円山公園に求められること
観光振興	・魅力的な観光拠点の創出 ・来園者数の増加，リピーターの獲得 ・宿泊観光の促進 ・修学旅行の誘致	・名勝公園を活かした魅力ある観光拠点の創出 ・便益施設等，多様な公園機能による来訪者数の増加，リピーターの獲得
国際化への対応	・訪日旅行の促進（ビジットジャパン） ・多言語化表記への対応 ・国際競争力のある魅力ある観光地の形成	・平成 32 年（2020）の東京オリンピック開催を契機とした，外国からの来訪者への対応 ・多言語化表記解説板の設置など，外国からの来訪者をおもてなしできる空間の整備
情報化社会への対応	・最新情報機器の導入 ・スマートフォン，タブレットの普及に対応した情報発信 ・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用	・最新の I T 技術を活用した公園情報の発信や新たな公園の活用策の検討
少子高齢化社会への対応	・ユニバーサルデザインへの対応 ・新たな生きがいや生涯学習など，高齢者が活躍する場の提供 ・子育て世代への支援	・バリアフリー動線の確保，歩車分離等による安心で安全な公園づくり ・生涯学習や環境教育の場の提供
財政状況	・限られた財源の効果的な活用 ・戦略的な財政運営	・公園管理費の財源の確保 ・公園の収益力の向上

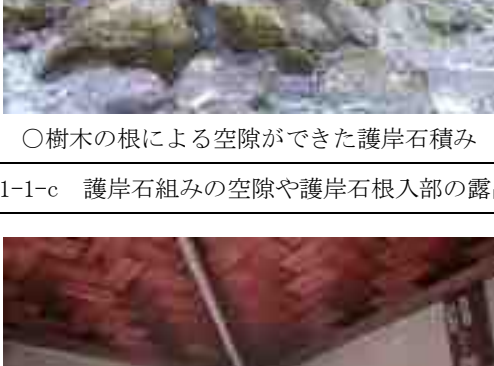
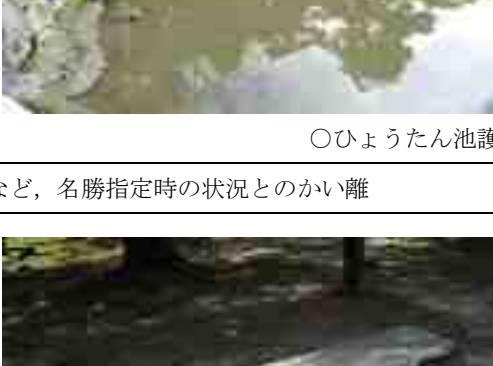
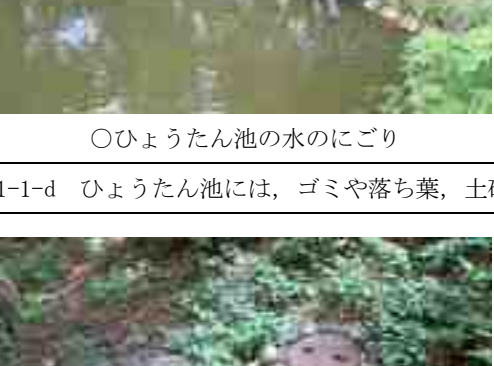
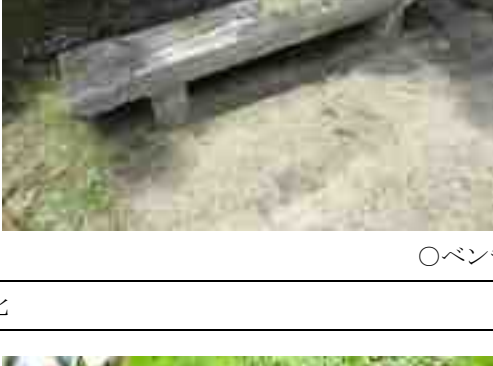
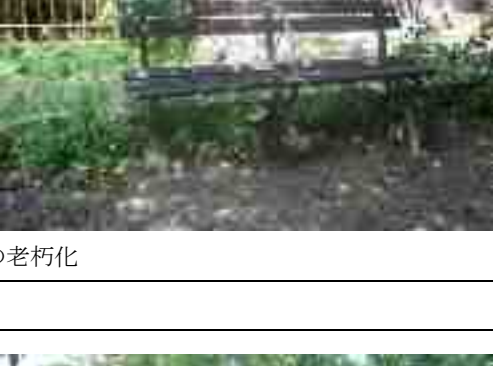
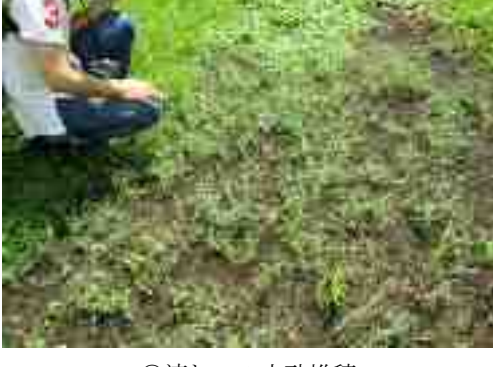
（２）課題の整理

現況のとりまとめを踏まえ、名勝円山公園を適切に保存管理し、将来に渡って、より多くの市民や観光客の利用を促進できるよう、名勝円山公園の課題を大きく「歴史環境の再整備（修復）」、「公園機能の維持・向上」, 「公園利用の促進」, 「制度の見直し」及び「管理運営体制の構築」の５つに区分し、整理した。

なお、課題の整理にあたっては、名勝円山公園を名勝に相応しい姿に戻すための課題を「歴史環境の再整備（修復）」に関する課題として整理し、再整備（修復）された名勝円山公園を適切に維持管理していくための課題を「公園機能の維持・向上」に関する課題として整理した。

名勝円山公園の主な課題	
1	「歴史環境の再整備（修復）」に関する課題 これまで、限られた財源の中で、公園の維持管理を行ってきたが、名勝指定時とのかい離や施設の老朽化などの課題が顕在化しているため、課題解決に向けた取組が必要である。
2	「公園機能の維持・向上」に関する課題 良好な都市環境の提供や周辺地域と一体となった風致景観の保護を図るため、日常的な維持管理や植栽管理に努めるとともに、文化財としての価値を維持・向上するためのルールづくりが必要である。
3	「公園利用の促進」に関する課題 東京オリンピックを契機に、世界に誇る名勝地として、観光振興や国際化への対応を図るとともに、安心・安全な公園利用ができるよう、利用実態を踏まえた対策の実施が必要である。
4	「制度の見直し」に関する課題 名勝円山公園の成り立ちや現況を踏まえると、現行制度の枠組の中で、市内の他の公園と同等に位置づけることが困難であるため、現況に即した制度の見直しが必要である。
5	「管理運営体制の構築」に関する課題 名勝円山公園を適切に保存管理し、公園機能の維持・向上、公園利用の促進を図っていくためには、関係部局とも連携した管理運営体制の構築が必要である。

名勝円山公園の課題の整理		
区分1	区分2	課題の詳細
1 「歴史環境 の再整備 (修復)」に 関する課題	1-1 名勝指定時の状況や作庭意図とのかい離	1-1-a 園路の舗装や階段路面、橋の木化粧部等の破損がみられるため補修が必要である。
		1-1-b 流れ護岸の植栽が繁茂し、名勝指定当時の園路との連続性が失われているため、剪定や間伐等の植栽管理が必要である。
		1-1-c 護岸石組みの空隙や、護岸石根入部の露出など、名勝指定時の状況とのかい離が確認できるため、再整備（修復）が必要である。
		1-1-d ひょうたん池には、ゴミや落ち葉、土砂の流入によりにごりがみられるため、浚渫などにより水辺環境の改善が必要である。
		1-1-e 7代目植治が主に改良工事を行った園池の再整備（修復）を行うにあたっては、その内容を判断するための指標が必要である。
	1-2 公園施設のき損、老朽化への対応	1-2-a 四阿やベンチ等の休憩施設に、き損・老朽化が発生しているため、修復が必要である。
		1-2-b 表土の流出が発生し、電線管の露出がみられることから、表土流出箇所の修復を行う必要がある。
	1-3 樹木の繁茂による修景物の視認性の確保	1-3-a 流れに土砂が堆積し、地被・実生木が繁茂しているため、土砂を撤去するとともに、地被・実生木の除去が必要である。
		1-3-b 中木・低木が繁茂し、景石、歌碑などが隠れる部分があるため、中木・低木を適正な樹高や密度に管理し、見通しや視認性の向上が必要である。
	1-4 植栽の枯死や生育不良への対応	1-4-a 日照不足により林床の地被類が衰退することで表土の流出が発生し、樹木の根上がりが見られることから、表土流出箇所の修復を行う必要がある。
		1-4-b サクラは、踏圧による土壌の固結が発生している箇所あり、一部では樹勢の衰えが確認されるため、樹勢回復に向けた取組が必要である。
		1-4-c モミジ、サルスベリは、根上りが発生している箇所が確認されるため、土壌改良が必要である。
2 「公園機能 の維持・向 上」に關す る課題	2-1 日常的な維持管理の充実	2-1-a 園路、流れ護岸、公園施設等、名勝指定時の状況や作庭意図を踏襲するため、定期的な点検を行い、き損等が確認された場合は速やかに対応する必要がある。
		2-1-b 維持管理の基盤となる、四阿やトイレなどの休憩施設、音楽堂、駐車場、便益施設、照明、公共インフラ（ガス、電気及び水道）、時計塔等その他公園施設に関する台帳や位置図を随時更新し、実態を把握する必要がある。
		2-1-c 近年の局地的豪雨に対応するため、公園全体の排水処理計画が必要である。
		2-1-d 便益施設等については、その種別と実情を把握する必要がある。
		2-1-e 日常的な維持管理を行うため、管理用車両の進入ルートの確保が必要である。
		2-1-f 音楽堂は騒音対策が不十分であることから、利用機会が少なくなっているため、対策の検討が必要である。
	2-2 魅力ある植栽管理の実施	2-2-a 植栽管理の基盤となる樹木台帳や位置図を随時更新し、実態を把握する必要がある。
		2-2-b 魅力ある植栽管理を行えるよう、剪定や間伐等の植栽管理基準づくりの検討が必要である。
		2-2-c 園地及び流れ沿いのマツやサクラなどの枯損等、名勝指定時からの植栽景観の変容が想定されるため、後継樹の植栽や樹勢回復など、定期的な植栽管理に取り組む必要がある。
		2-2-d 樹勢回復措置など、適切な植栽管理を実施できるよう、必要に応じて樹木医等、専門家への相談が必要である。
		2-2-e 樹木の高木化が進んでおり、植栽管理にあたって高所作業車両の乗入れルートの確保が必要である。
	2-3 適切な保存管理や現状変更に関するルールづくり	2-3-a 四阿やトイレ、便益施設等は園内景観を構成する要素として、建替えや改修時の建築物の形状、色彩、見え方等の景観に配慮した整備のためのルールづくりが必要である。
		2-3-b 建物の更新や樹木の伐採に向けた、名勝の景観に配慮した整備のためのルールづくりが必要である。
		2-3-c 公園施設の整備や維持管理に関して、文化財としての適切な配慮が必要である。
		2-3-d 便益施設の車両利用、公園利用者のマナー向上、自転車利用の取扱いなど、公園利用に係るルールづくりが必要である。
3 「公園利用 の促進」に 関する課題	3-1 多くの来訪者への対応	2-3-e 風致地区、歴史的風土保存区域等、関係法令を踏まえ、名勝指定範囲と隣接する箇所との景観の調和を図る必要がある。
		3-1-a 公園利用者のニーズに応じた公園利用を促進できるよう、利用実態の把握が必要である。
		3-1-b 花見時など行催事の際の縁台や提灯等が任意に設置され、催事後も存置されている箇所が見られるため、適切な対策の検討が必要である。
		3-1-c 花見時のブルーシート使用を、景観との調和・サクラの根への配慮等の観点から禁止し、管理事務所よりゴザの貸出しが行われており、継続的な実施が必要である。
		3-1-d 四条・祇園界限から、知恩院や清水寺等の各方面への分岐点にあたるため、広域誘導と集散の場として、適切な情報案内と休憩ができる機能も必要である。
		3-1-e ひょうたん池周りでの利用が中心であることから、山麓部や市民の森の魅力の紹介やイベントの開催など回遊性を高める方策が必要である。
		3-1-f 来園者の増加に対応した適切な誘導や警備対策、ゴミ処理等の対策が必要である。
		3-1-g バリアフリー等への対応など、新たな動線のニーズに向けた対応が必要である。
	3-2 東京オリンピックを契機とした来訪者の増加や国際化への対応	3-2-a 東京オリンピックの開催等により外国人観光客の増加が予想されることから、多国語表記の誘導・解説サインやリーフレットの配置など情報案内機能の強化に向けた検討が必要である。
		3-3-a 園内での夜桜鑑賞のほか、周辺の寺社でのイベントが増加していることから、夜間の利用実態の把握が必要である。
	3-3 夜間利用への対応	3-3-b 夜間利用の促進を踏まえ、夜間の安全性の向上に向けた検討が必要である。
		3-4-a 公園内における事故の発生を未然に防ぐため、公園施設の安全性を向上する必要がある。
4 「制度の見 直し」に關 する課題	3-4 安全（防犯）対策への対応	3-4-b 夜間時を含め、事故が発生した場合は迅速な対応が必要である。
		3-5-a 名勝地としての防災機能を高めるため、公園（防災拠点）としての防災対策の充実が必要である。
	3-5 防災対策への対応	4-1-a 便益施設については、建ぺい率が条例に定める基準（４％）を超えており、施設の新築、改築が出来ないため、それらに対応した基準の改正が必要である。
		4-1-b 都市公園の使用料は、条例の規定により市内一律に規定されているが、円山公園については、園内を１等地から５等地まで等地区分し、区分毎に使用料を設定しており、これらの精査が必要である。
	4-1 京都市都市公園条例の見直し	4-1-c 上記の内容を踏まえて、円山公園は他の公園と同等に位置づけることが困難なため、別途条例の制定を検討する必要がある。
		5-1-a 保存管理計画に基づき、関係部局等における保存管理・運営体制を構築するとともに、地元住民や便益施設等との連携を図るため、協議等の場を設ける必要がある。
	5 「管理運営体制の構築」に関する課題	5-1-b 公園利用の促進に伴い、今後の管理体制のあり方の検討が必要である。

区分1	区分2	主 な 課 題 の 状 況			
1 「歴史環境の再整備（修復）」に関する課題	1-1 名勝指定時の状況や作庭意図とのかい離				
		○階段踏面部のモルタルの剥離		○園路との連続性が失われた沢飛び石	
					
		1-1-a 園路の舗装や階段踏面、橋の木化粧部等の破損		1-1-b 植栽の繁茂により、名勝指定当時の園路との連続性が失われた流れ護岸	
					
		○樹木の根による空隙ができた護岸石積み		○ひょうたん池護岸石根入れ部の露出	
		1-1-c 護岸石組みの空隙や護岸石根入れ部の露出など、名勝指定時の状況とのかい離		1-1-d ひょうたん池には、ゴミや落ち葉、土砂の流入によりにごりがみられる	
	1-2 公園施設のき損、老朽化への対応				
		○四阿の土壁の落書き		○ポンプ施設と表土の流失により露出した電線管	
		1-2-a 四阿やベンチ等の休憩施設にき損・老朽化		1-2-b 表土の流出が発生し、電線管の露出	
	1-3 樹木の繁茂による修景物の視認性の確保				
		○流れにおける地被の繁茂		○樹木が繁茂し視認性が悪化している石造物	
		1-3-a 流れへの土砂堆積による地被・実生木の繁茂		1-3-b 中木・低木の繁茂による景石、歌碑などの視認性の悪化	

区分1	区分2	主 　　な 　　課 　　題 　　の 　　状 　　況					
1 「歴史環境の再整備（修復）」 に関する課題	1-4 植栽の枯死や 生育不良への対応						
		○市民の森の樹木根上り	○園路沿いの樹木根上り	○サクラ周辺の踏圧による土壌の固結	○サクラの樹勢回復措置	○サルスベリの根上り箇所	
		1-4-a 日照不足により林床の地被類が衰退し発生した樹木の根上がり		1-4-b サクラの踏圧による土壌の固結が発生している箇所や一部での樹勢衰退		1-4-c モミジやサルスベリの根上り	
2 「公園機能の維持・向上」 に関する課題	2-2 魅力ある植栽管理の実施						
		○流れ沿いの樹木の繁茂による視認性の悪化 → ○植生管理による視認性の確保		○ひょうたん池築山の樹木の繁茂による視認性の悪化 → ○植栽管理による視認性の確保			
		2-2-c 名勝指定時からの植栽景観の変容を想定した定期的な植栽管理					
3 「公園利用の促進」 に関する課題	3-1 多くの来訪者への対応						
		○便益施設の設置状況	○ブルーシートの設置による景観阻害	○ゴザの貸し出しによる景観への配慮	○ロープ柵設置による根系への踏圧対策	○バリアフリー動線	
		3-1-b 行催事後も設置される縁台や提灯等		3-1-c 花見時のブルーシート使用を景観との調和・サクラの根への配慮等の観点から禁止し、管理事務所が実施しているゴザの貸出し			3-1-g バリアフリー等への対応
	3-3 夜間利用への対応						
○ポール灯の設置		○フットライトの設置					
		3-3-b 夜間利用の安全性の向上					

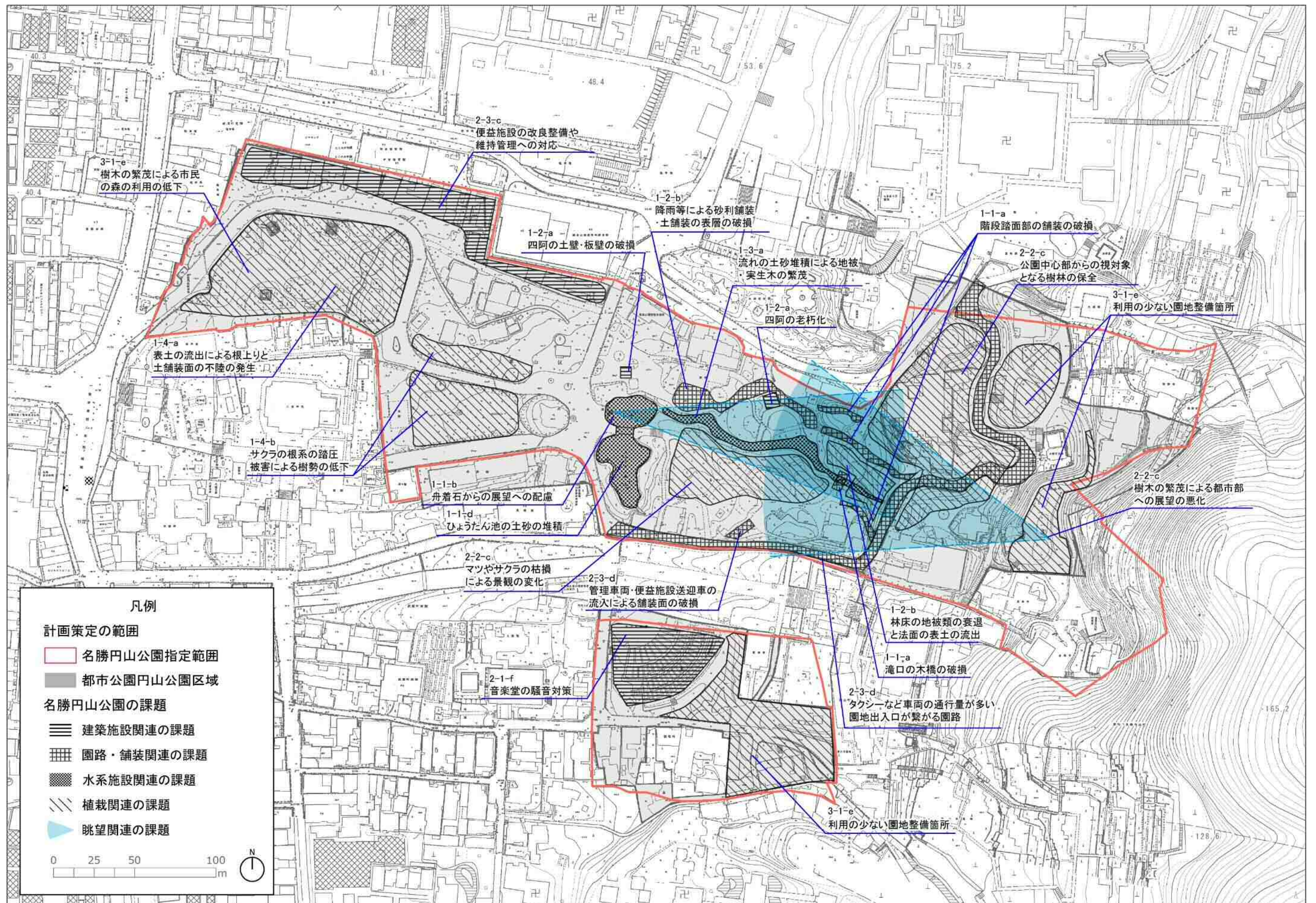


図 41 名勝円山公園の主な課題の分布状況

